

鳥取市人権施策基本方針(第3次改訂)概要について

第3次改訂は、第2次改訂を引継ぎながら、①社会情勢の変化、②条例改正、③国の法整備等に対応し、必要な改訂を行う。施策実施期間は、令和6～10年度。

1 めざす社会(鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例の理念を反映)

鳥取市に、暮らし、働き、学び、集うすべての人の人権が尊重される社会

2 基本理念(人権尊重都市宣言、鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例、第11次総合計画のまちづくりの目標を反映)

一人ひとりの人権が大切にされ、互いの人権を尊重し、誰もが自分らしく暮らすことのできる地域共生のまちづくり

第11次総合計画のまちづくりの目標「誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまち」の理念を反映する。

3 基本的施策と推進体制

(1)人権意識の高揚

人権に関する教育・啓発と人材育成に取り組む。デジタル社会に対応する啓発を加える。

(2)人権擁護の推進

相談体制の充実と関係機関との連携による総合的な支援体制の強化に取り組む。

(3)地域共生社会[※]づくり

望まない孤独・孤立を防止し、お互い支えあいながら、暮らしと生きがい、地域を共に創っていく、地域共生社会に取り組む。

(4)推進体制

庁内横断的な体制で、総合的に推進します。市民、事業者と協働し、関係機関や鳥取市人権教育協議会、(公財)鳥取市人権情報センターとより一層連携し、施策の推進を図ります。

(5)進行管理

基本方針に基づく事業を定期的に評価し、施策の推進を図る。

※ 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域と共に創っていく社会(出典:厚生労働省)

4 分野別施策

第2次改訂と同じ17課題とし、課題別の表記や順番は、重点課題や関係団体の聞き取りをふまえ、変更する。

(1) 社会情勢の変化

新型コロナウイルス感染症、持続可能な開発目標(SDGs)、インターネットによる誹謗中傷、鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例の改正、こども基本法の制定、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)の改正など

(2) 表記の変更

○「病気に関わる人」は、「感染症等の」を追加する。

○「非正規雇用等による生活困窮者」は、「非正規雇用等の」を削除する。

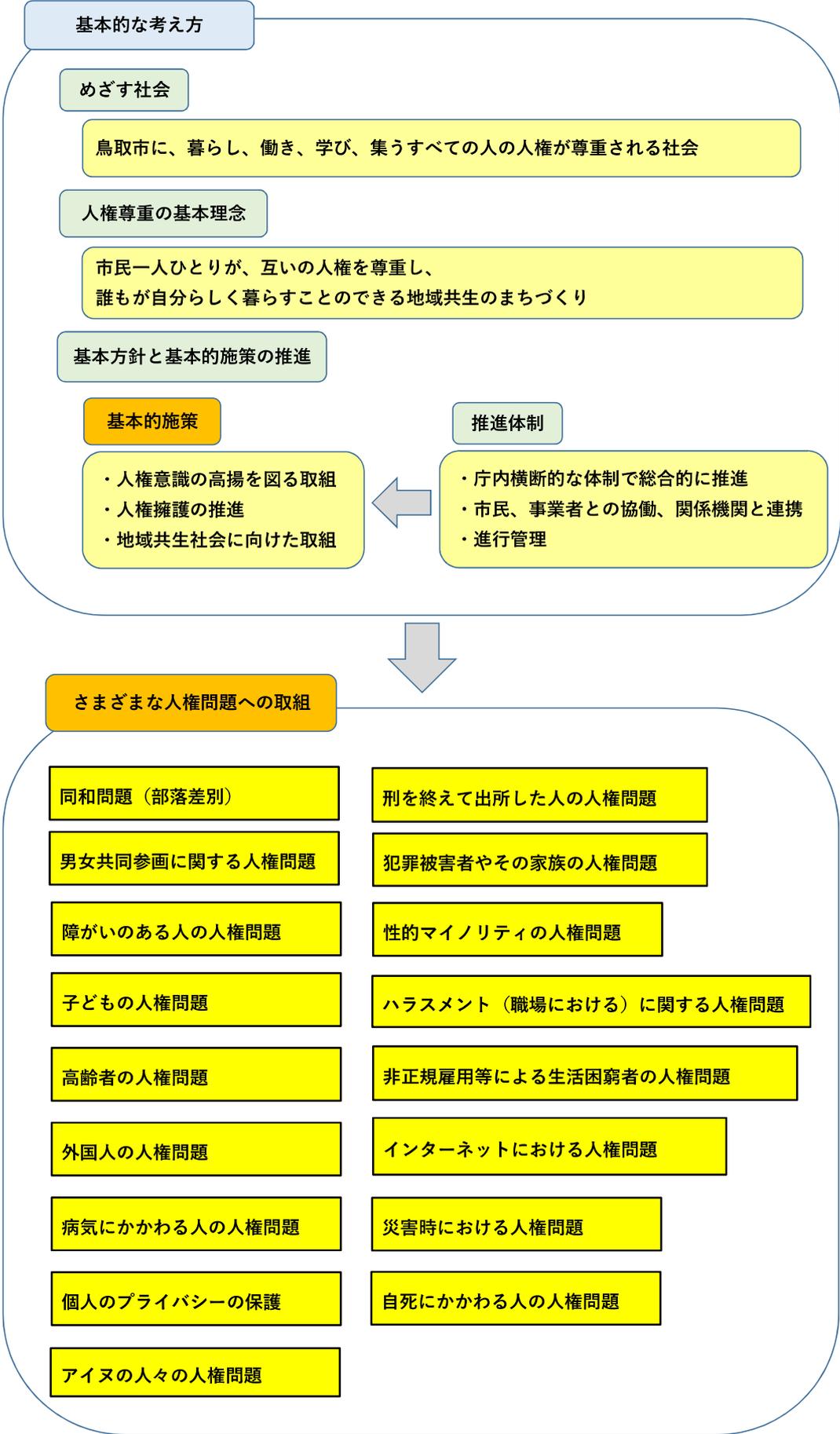
(3) 検討を要するポイント

○項目立ての順序について、人権はいずれも等しく尊重されなければならないものであり、項目に順序を付けないこととしてはどうか。

○「刑を終えて出所した人」の項目は、対象者を出所した人に限らないものに変更する必要があるか。

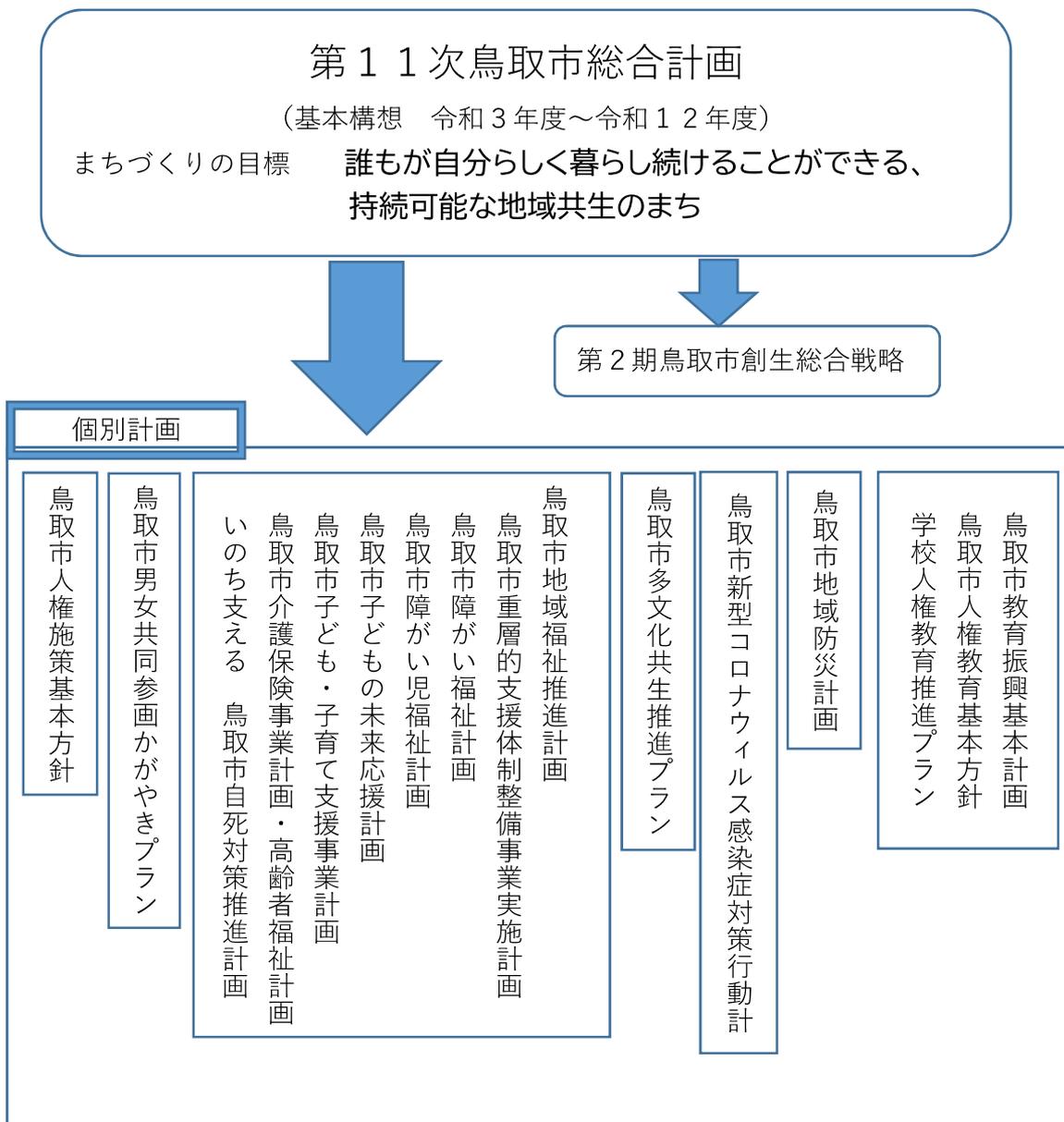
第2次改訂(現行)	第3次改訂(案)
① 同和問題、(部落差別)	○ 同和問題、(部落差別)
② 男女共同参画に関する人権問題	○ 男女共同参画に関する人権問題
③ 障がいのある人の人権問題	○ 障がいのある人の人権問題
④ 子どもの人権問題	○ 子どもの人権問題
⑤ 高齢者の人権問題	○ 高齢者の人権問題
⑥ 外国人の人権問題	○ 外国人の人権問題
⑦ <u>病気に関わる人</u> の人権問題	○ <u>感染症等の病気に関わる人</u> の人権問題
⑧ 個人のプライバシーの保護	○ 個人のプライバシーの保護
⑨ アイヌの人々の人権問題	○ アイヌの人々の人権問題
⑩ 刑を終えて出所した人の人権問題	○ 刑を終えて出所した人の人権問題
⑪ 犯罪被害者やその家族の人権問題	○ 犯罪被害者やその家族の人権問題
⑫ 性的マイノリティの人権問題	○ 性的マイノリティの人権問題
⑬ ハラスメント(職場における)に関する人権問題	○ ハラスメント(職場における)に関する人権問題
⑭ <u>非正規雇用等による生活困窮者</u> の人権問題	○ <u>生活困窮者</u> の人権問題
⑮ インターネットにおける人権問題	○ インターネットにおける人権問題
⑯ 災害時における人権問題	○ 災害時における人権問題
⑰ 自死にかかわる人の人権問題	○ 自死にかかわる人の人権問題

人権施策基本方針第3次改訂体系図（案）



鳥取市人権施策基本方針の位置づけ

【根拠法】鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例



※関連計画を抜粋しています

◎鳥取市人権施策基本方針 第3次改訂作業スケジュール案

時期	協議会	事務局
		全体調整
4月上旬		
4月中旬		★個別課題とりまとめ
4月下旬	4/26 市長諮問	
5月上旬		
5月中旬		★第1回資料調製
5月下旬	第1回 協議会 事務局から説明を受け、意見書の提出 ・第3次改訂の概要 ・各人権問題の現状と課題	
6月上旬		★素案文面作成開始
6月中旬		★人権情報センター意見聴取
6月下旬	意見書の提出 6月23日(金)〆切	★意見をフィードバック
7月上旬		
7月中旬		
7月下旬		★パブコメ市報原稿
8月上旬	第1稿に対する意見書の提出	第1稿完成
8月中旬		
8月下旬		
9月上旬	意見書の提出〆切	9月議会報告
9月中旬		★第2稿(第1稿修正)開始
9月下旬		
10月上旬		★第2稿締切、第2回資料調製
10月中旬	第2回 協議会 ・事前集約意見を踏まえた第2稿の協議	第2稿でパブリックコメント (10月中旬～11月上旬)
10月下旬		
11月上旬		★各課にフィードバック
11月中旬		★第3稿(第2稿修正)開始
11月下旬		
12月上旬		★第3稿(最終案)締切、第3回資料調製
12月中旬		
12月下旬	第3回 協議会 ・パブコメ意見を踏まえた最終案の確認 ・答申(案)の確認	◎答申案調整
1月上旬		
1月中旬		
1月下旬	市長へ答申	
2月上旬		
2月中旬		2月議会報告

鳥取市人権施策基本方針(第2次改訂)取組状況

主要な人権施策の取組実績 (令和元～4年度)

基本的施策	事業等取組状況	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	
<p>1 人権意識の高揚を図る取組</p> <p>すべての人々が、あらゆる差別や人権問題を自らの課題として受け止め、日常の人権問題に敏感に気づくような感性を育み、様々な場面に生かすことができるよう人権意識の高揚を図ります。また、関係機関や市民団体との連携による各種集会や講演会、研修会等を継続して開催することで、人権教育・啓発の一層の推進に努めます。</p>	<p>事業等取組状況</p>	<p>令和4年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取市民集会 (10/7開催) 縮小・半日開催 353人 各支所主催研修会6支所実施 (河原、用瀬、佐治、気高、鹿野、青谷) 参加者数 430人 	<p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取市民集会 コロナ感染対策のため中止 各支所主催研修会5支所実施 (河原、佐治、気高、鹿野、青谷) 参加者数 408人 	<p>令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取市民集会 コロナ感染対策のため次年度に延期 各支所主催研修会2支所実施 (青谷、佐治) 参加者数 95人 	<p>令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取市民集会 (8/2開催) 参加者数約1,000人 各支所主催研修会 参加者数 813人 	
		<p>①市民集会等の開催</p> <p>鳥取市人権教育協議会や関係団体と連携し、「人権尊重社会を実現する鳥取市民集会」を開催するほか、各総合支所や各人権福祉センターにおいても様々な人権に関する研修会や講演会を開催。</p>	<p>令和4年度</p> <ul style="list-style-type: none"> テーマ「それぞれの『居場所』を求めて」 6講座1講演 7回 参加者数 509人 	<p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> テーマ「人権をスポーツで考える」 6講座1講演 7回 参加者数 476人 	<p>令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> テーマ「みんなの幸福追求権～ともに地域で生きていくために～」 6講座1講演 7回 参加者数 914人 	<p>令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> テーマ「差別の現実と向き合う」 7講座 参加者数 1,076人
		<p>②人権ととり講座の開催</p> <p>様々な人権問題について市民に学習の機会を提供することを目的に、毎年テーマを決め講座を開催。</p>	<p>令和4年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業研修派遣回数 57回 地区研修会派遣回数 135回 	<p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業研修派遣回数 55回 地区研修会派遣回数 97回 	<p>令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業研修派遣回数 55回 地区研修会派遣回数 98回 	<p>令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業研修派遣回数 106回 地区研修会派遣回数 261回
<p>③人権教育推進員による啓発活動</p> <p>市民への人権教育・啓発を行うため人権教育推進員を配置。企業や地域の研修会に派遣し、講師・指導助言を行い、人権教育・啓発の推進を図っている。</p>	<p>令和4年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業研修派遣回数 57回 地区研修会派遣回数 135回 	<p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業研修派遣回数 55回 地区研修会派遣回数 97回 	<p>令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業研修派遣回数 55回 地区研修会派遣回数 98回 	<p>令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業研修派遣回数 106回 地区研修会派遣回数 261回 		

基本的施策	事業等取組状況	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
	<p>④人権標語・ポスターの募集・掲示 人権に関する標語・ポスターを学校や企業から募集し、人権を尊重する意識の高揚を図るとともに、作品を市内の主要な場所に掲示して人権啓発を図る。</p>	<p>・12/3人権フォーラムにて表彰式 ・市公共施設、小中学校等、保育園、地区公民館などにポスター掲示</p>	<p>・12/4人権フォーラムにて表彰式 ・市公共施設、小中学校等、保育園、地区公民館などにポスター掲示</p>	<p>・11/29人権フォーラムにて表彰式</p>	<p>・11/24人権フォーラムにて表彰式</p>
	<p>⑤広報紙・啓発冊子等による啓発 ・市報「シリーズ@じんけん」隔月掲載（隔数月） ・FM鳥取「人権啓発放送」隔月放送 ・広報紙「センターだより」毎月発行。ホームページ掲載 ・啓発冊子の購入「月間ヒューマンライツ」「月間部落解放」等 ・啓発リーフレット発行</p>	<p>【テーマ】小地域懇談会、インターネットと人権、ノーマライゼーション社会、ジェンダー・バイアス等 年6回掲載 年6回放送 人権福祉センター10カ所 庁内各部各支所配布</p>	<p>【テーマ】成年後見制度、生活困窮者自立支援、男女第4次かがやきプラン、ヘイトスピーチ、部落差別解消推進法等 年6回掲載 年6回放送 人権福祉センター10カ所 庁内各部各支所配布</p>	<p>【テーマ】本人通知制度、子ども食堂、ハンセン病、パワーハラコメント、男女共同参画等 年6回掲載 年6回放送 人権福祉センター10カ所 庁内各部各支所配布</p>	<p>【テーマ】部落問題、自死、性暴力、子どもの人権、ジェンダー等 年6回掲載 人権福祉センター10カ所 庁内各部各支所配布</p>
<p>⑥公益財団法人鳥取市人権情報センターとの連携・活用 人権情報センターは人権に関する専門機関として、センターの特色である市民参加型の手法を取り入れながら、市からの人権とつとり講座やネットモニタリング等の業務委託をはじめ、専門性を活かした様々な研修会や市民団体への活動支援等の事業を実施している。</p>	<p>連携事業 ・人権とつとり講座、人権フォーラム ・ネットモニタリング ・@じんけん、啓発冊子等へのアドバイザー ・市人権教育推進員の派遣</p>	<p>LGBT啓発冊子「ありのままのわたしがいい」5,000部 「鳥取市社会人権教育・啓発推進の手引き」150部（隔年）</p>	<p>「STOP! コロナ差別!」10,000部 「鳥取市社会人権教育・啓発推進の手引き」各地区回和教育推進協議会に配布</p>	<p>連携事業 ・人権とつとり講座、人権フォーラム ・ネットモニタリング ・@じんけん、啓発冊子等へのアドバイザー ・市人権教育推進員の派遣</p>	

基本的施策	事業等取組状況	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
(2)地域への啓発	<p>①鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会等の支援 地域に根ざした人権教育を推進するため、市民の自主的活動を推進する目的で、鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会の支援、各地区同和教育推進協議会等（52地区）の活動強化を図っている。</p> <p>②地域の指導者の養成 ・地域の指導者養成の一環として、地区同推協等会長研修会、地区人権啓発推進員研修会を開催している。 ・「鳥取市社会人権教育・啓発推進の手引き」を指導者用として各地区に隔年で配布し活用を図っている。（令和元、3年度配布）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連合会関係会議 総会5/13開催 理事会6回開催 ・小地域懇談会 参加者数 5,126人（R6年4月末現在） ・会長研修会 6/24 参加者数 47人 ・地区人権啓発推進員研修会 第1回 7/15、16 参加者数 140人 第2回 12/22 参加者数 127人 	<ul style="list-style-type: none"> ・連合会関係会議 総会5/14開催 理事会6回開催 ・小地域懇談会 参加者数 3,354人 ・会長研修会 6/25 参加者数 47人 ・地区人権啓発推進員研修会 第1回 中止 第2回 12/10、11 参加者数 134人 	<ul style="list-style-type: none"> ・連合会関係会議 総会「書面表決」 理事会6回開催 ・小地域懇談会 参加者数 4,625人 ・会長研修会 6/26 参加者数 47人 ・地区人権啓発推進員研修会 第1回 7/11、12 参加者数 162人 第2回 中止 	<ul style="list-style-type: none"> ・連合会関係会議 総会6/4開催 理事会6回開催 ・小地域懇談会 参加者数 7,411人 ・会長研修会 6/28 参加者数 48人 ・地区人権啓発推進員研修会 第1回 7/12、13 参加者数142人 第2回 12/15 参加者数117人
(3)企業への啓発	<p>①研修会の開催 鳥取市人権教育協議会の企業部会会員を主な対象とした企業人権問題研修会を開催。代表者、推進員、社員を対象に各研修会を実施している。</p> <p>②企業訪問</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者対象研修会 6/10 参加者数 51人 ・企業人権啓発推進員対象研修会 8/30、31 中止 ・社員対象研修会 2/10 参加者数 64人 	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者対象研修会 6/4 参加者数73人 ・企業人権啓発推進員対象研修会 10/7、/8 参加者数 276人 ・社員対象研修会 2/10 参加者数 48人 	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者対象研修会 中止 ・企業人権啓発推進員対象研修会 10/1、2 参加者数 270人 ・社員対象研修会 2/12 参加者数 57人 	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者対象研修会 5/31 参加者数100人 ・人権啓発推進員対象研修会 10/1、2 参加者数274人 ・社員対象研修会 2/7 参加者数80人 ・訪問企業数 17社 ・新規加入 2社 ・令和2年度末 会員数 388社
	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問企業数 309社 ・新規加入 3社 ・令和3年度末 会員数 396社 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問企業数 34社 ・新規加入 12社 ・令和3年度末 会員数 399社 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問企業数 57社 ・新規加入 2社 ・令和2年度末 会員数 388社 		

基本的施策	事業等取組状況	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
2 相談機能強化の取組	<p>市民の多様で複雑な人権相談に対応するため、支援制度や相談窓口の周知に努めるとともに、国県と連携を図りながら相談員の専門性向上・資質向上に取り組みます。</p> <p>相談支援窓口「人権福祉センター」を中心として相談体制の充実を図ります。また、人権問題の相談は、同時に生活困窮や福祉、就労、教育、住宅等の分野に渡る場合があり、当事者本人に寄り添った個別的・包括的・継続的な相談支援に努めます。</p>	<p>・リモート面談環境の整備</p> <p>【人権相談】延べ1,398件 【生活相談】延べ1,522件</p>	<p>・パネル設置等相談ブースの整備 ・館内のネット環境整備 ・多言語音声翻訳機の配備</p> <p>【人権相談】延べ1,442件 【生活相談】延べ1,426件</p>	<p>【人権相談】延べ1,287件 【生活相談】延べ1,335件</p>	
(1)人権福祉センターの相談支援	<p>①人権福祉センター相談支援事業 市内に中央人権福祉センターを含む10センターを配置し、相談支援業務を中心に事業を実施している。人権相談や生活上の様々な困りごと相談を職員または希望により専門相談員（カウンセラー・弁護士）が受け、問題解決のための支援を行っている。</p> <p>②相談支援担当者会の実施 人権尊重の観点での相談者対応を行うため、各人権福祉センターの相談担当職員、鳥取市社会福祉協議会の生活支援コーディネーター、各地域包括支援センターの認知症地域支援推進員を対象に毎月1回開催。各センターが受けた具体的事例や相談内容を参考にケース検討。</p>	<p>・事例（成果、課題等）、支援の方策、他機関連携（9回）</p>	<p>・事例（成果、課題等）、支援の方策、他機関連携（8回）</p>	<p>・事例（成果、課題等）、支援の方策、他機関連携（12回）</p> <p>・生活保護制度、成年後見制度、日常生活自立支援事業の概要、事例（成果、課題等）</p>	
(2)相談窓口の周知	<p>①各種相談窓口の周知 市報、市ホームページ、センターだより、各種チラシなどによる情報発信</p> <p>②人権交流プラザの利用促進 ホームページ掲載やリーフレット等の配布により、施設の利用促進を図り、相談窓口の周知に繋げる。</p>	<p>各種チラシやセンターだよりの作成、市HP・市報に掲載 ・人権交流プラザ利用者実績 13,385人/年</p>	<p>各種チラシやセンターだよりの作成、市HP・市報に掲載 ・人権交流プラザ利用者実績 11,540人/年</p>	<p>各種チラシやセンターだよりの作成、市HP・市報に掲載 ・人権交流プラザ利用者実績 1,252人/年 ※外壁改修工事により令和2年6月～令和3年2月貸館中止</p>	<p>各種チラシやセンターだよりの作成、市HP・市報に掲載 ・人権交流プラザ利用者実績 19,507人</p>

基本的施策	事業等取組状況	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
(3)相談員の資質向上	<p>①隣保館連絡協議会との連携 全国および県内の隣保館と相互連携を強化し、情報交換や各種研修会参加により職員員の資質向上、スキルアップを図る。</p> <p>②各種研修会参加 その他内部組織や外部の関係機関が開催する人権に関する研修会等に相談員を参加。</p>	<p>【受講研修名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国隣保館連絡協議会主催研修(2回) ・鳥取県隣保館連絡協議会主催研修(5回) ・隣保事業全国研究交流大会 ・生活困窮者自立支援全国研究交流大会 ・性的マイノリティ支援相談員人材育成研修会等 	<p>【受講研修名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国隣保館協議会中国ブロック学習会 ・中国ブロック隣保館連絡協議会スキルアップ研修会 ・アンガーマネジメント研修 ・性的マイノリティ支援相談員人材育成研修等 <p>【全てオンライン】</p>	<p>【受講研修名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第44回部落解放・人権西日本夏期講座 ・第71回全国人権・同和教育研究大会 ・全国隣保館職員中国ブロック研修会 ・西部ろうあ仲間サロン会と河原人権福祉センター交流会 	
<p>3 人材育成の取組</p> <p>本市の職員を対象に、さまざまな機会を捉えて人権に関する研修を実施しながら、人材育成に取り組みます。地域・職場等においては関係機関と連携して人材育成プログラムの作成ならびに研修等を行い、人材育成に努めます。</p>	<p>○職員対人権問題研修会(職員対象)</p> <p>○人権ととり講座への職員派遣</p> <p>○県外研修会、全国集会への職員派遣</p>	<p>テーマ「インターネット問題」</p> <p>1/19(中止) (主事級)参加者数41人</p> <p>第55回全国集会：5人 第73回全国人権同和教育：1人 第37回人権啓発：1人</p>	<p>テーマ「インターネット問題」</p> <p>1/19(中止) (課長級以上)参加者数113人</p> <p>受講人数4人 (オンライン受講、派遣なし)</p>	<p>テーマ「同和教育」</p> <p>11/18参加人数61人 (課長補佐級)参加者数137人</p> <p>受講人数4人 (オンライン受講、派遣なし)</p>	<p>テーマ「同和教育」</p> <p>参加人数64人 7回講座 参加人数444人</p> <p>派遣人数12人</p>
(2)地域・職場の人材育成	<p>人権ととり講座、市民集会等さまざまな研修会を開催することで学ぶ機会を提供し、地域・職場で人権教育・啓発の取組を推進する人材の育成を図っている。また各地区同推協や各企業に配置された人権啓発推進員対象の研修会への参加。</p>	<p>地区人権啓発推進員研修</p> <p>参加者数 第1回140人 第2回127人(再掲)</p> <p>・企業人権啓発推進員対象研修 中止</p>	<p>地区人権啓発推進員研修</p> <p>参加者数134人(再掲)</p> <p>・企業人権啓発推進員対象研修</p> <p>参加者数276人(再掲)</p>	<p>地区人権啓発推進員研修</p> <p>参加者数162人(再掲)</p> <p>・企業人権啓発推進員対象研修</p> <p>参加者数270人(再掲)</p>	<p>地区人権啓発推進員研修</p> <p>延べ259人</p> <p>・企業人権啓発推進員対象研修</p> <p>延べ274人</p>
<p>4 人権擁護の推進</p> <p>国・県等の関係機関と連携し、差別や人権侵害事象に迅速な対応をするとともに、被害を受けた人が自立に至るよう総合的な支援に努めます。</p>	<p>○人権擁護委員協議会活動を支援し、人権擁護委員との連携を図りながら人権啓発活動を行う。</p> <p>○人権擁護委員による特設人権相談所の設置・広報</p> <p>○人権週間(12/4~12/10)の広報</p> <p>○全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間広報</p> <p>○ネットモニタリングの実施</p> <p>○相談支援窓口「人権福祉センター」の体制充実、相談員の資質向上</p>	<p>啓発物品配布・人権の花等啓発活動、広報誌・町内放送・広報車巡回による広報活動等</p> <p>・さざんか会館、各総合支所に特設人権相談所を設置</p> <p>・削除要請51件 (うち削除実績33件)</p>	<p>啓発物品配布・人権の花等啓発活動、広報誌・町内放送・広報車巡回による広報活動等</p> <p>・さざんか会館、各総合支所に特設人権相談所を設置</p> <p>・削除要請95件 (うち削除実績14件)</p>	<p>啓発物品配布・人権の花等啓発活動、広報誌・町内放送・広報車巡回による広報活動等</p> <p>・さざんか会館、各総合支所に特設人権相談所を設置</p> <p>・削除要請115件 (うち削除実績29件)</p>	

人権福祉センター相談件数一覧表

	年度	相談件数	内容別内訳				
			人権 (法律含む)	生活相談 (住宅・就労 含む)	健康相談 (福祉含む)	教育相談 (育児含む)	その他
中央	1	769	455	101	56	12	145
	2	372	189	81	13	9	80
	3	1,243	685	283	207	15	53
	4	495	306	114	57	1	17
西	1	149	81	19	34	4	11
	2	217	109	23	57	0	28
	3	810	447	163	159	26	15
	4	780	348	163	196	1	72
南	1	76	21	10	18	18	9
	2	192	84	52	40	10	6
	3	47	22	13	6	4	2
	4	37	21	4	9	2	1
江山	1	379	115	100	49	22	93
	2	376	198	66	34	17	61
	3	51	8	23	18	0	2
	4	265	55	100	107	0	3
高草	1	131	54	41	27	3	6
	2	60	27	17	10	0	6
	3	17	13	4	0	0	0
	4	17	4	6	7	0	0
国府	1	103	9	7	10	4	73
	2	69	1	5	3	0	60
	3	189	51	52	59	6	21
	4	241	69	55	92	7	18
河原	1	140	97	6	31	1	5
	2	182	127	2	51	0	2
	3	171	104	14	42	0	11
	4	121	63	10	35	10	3
用瀬	1	734	430	120	120	10	54
	2	1,224	711	157	180	33	143
	3	75	45	8	6	0	16
	4	26	5	2	3	1	15
佐治	1	52	21	5	18	0	8
	2	27	3	4	10	0	10
	3	20	0	5	6	0	9
	4	25	4	5	3	3	10
気高	1	89	56	5	8	1	19
	2	134	51	27	24	0	32
	3	227	90	34	40	0	63
	4	41	12	8	7	0	14
計	1	2,622	1,339	414	371	75	423
	2	2,853	1,500	434	422	69	428
	3	2,850	1,465	599	543	51	192
	4	2,048	887	467	516	25	153

人権福祉センター主な相談内容

	相談内容
人権 (法律含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・遺産、相続についてわからないことが多いので、聞きたい。 ・近隣トラブルに巻き込まれている。 ・離婚に向けての準備がしたい。 ・暴力を受けていて、我慢ができない。 ・職場の人間関係でトラブルになっている。 ・家族関係が悪化し、トラブルになっている。
生活相談 (住宅・就労 含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活が苦しい。 ・家がゴミ屋敷になっていて、手が付けられない。 ・隣人に常に見られているのがストレスになっている。 ・食事の準備に困っている。 ・金銭管理が出来ず、困っているので、今後のことを相談したい。 ・近隣の騒音に悩んでいる。 ・電気が止まってしまい困っている。 ・飼犬に噛まれ医療費を請求したが、無視されている。 ・書類申請の仕方がわからないので、教えて欲しい。
健康相談 (福祉含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・実弟から暴力を受けている。 ・娘から虐待を受けていて、辛い日々を送っている。 ・母親の入院が長引いていて、困っている。 ・介護保険を受けられないかを知りたい。 ・認知機能低下による生活困窮者がいるので、どうにかしたい。 ・地域住民の見守りの方法を具体的に教えて欲しい。
教育相談 (育児含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・離婚を考えているが、今後の子育てが不安でならない。 ・学習支援に協力したいが、どう関わればいいのかかわからない。 ・高校生、生活困窮者、高齢者に食材配布をしたいが、どのように配付すればいいのか尋ねたい。 ・子どもが学校に行けない日が多く、どう関わっていいのかかわからない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧支援をして欲しい。 ・家族の生活保護を申請したい。 ・隣人から嫌がらせを受けている。 ・一人の時間が欲しい。 ・利用できる制度について聞きたい。 ・就活についての進め方を教えて欲しい。

鳥取市人権施策基本方針第2次改訂（体系コード） 施策の推進方針取組状況

コード体系	基本方針内容	担当課	取組状況	今後の課題
3章 基本方針と基本的施策の推進				
1 基本方針と基本的施策				
1 人権擁護の推進				
3-1-1-1	国県等の関係機関等と連携し、具体的に生じた差別や人権侵害事象に迅速に対応するとともに、事象の検証を行い総合的な支援に努めます。	人権推進課	法務局や県、関係団体と連携し、事象に対し迅速な対応を行い当事者の立場に沿った支援を行うとともに、委員の一層の啓発に努める。人権擁護委員活動支援、委員との連携による相談・人権侵害に対応している。	今後関係機関と連携を図りながら総合的な支援に努める。
3-1-1-2	人権問題における分野ごとの実態把握に努め、施策を効果的に推進します。	人権推進課	人権施策関係各課による庁内横断的な体制で、基本方針に基づく取組状況のほか、事例や当事者からの相談、関係団体等からの聞き取り等により実態把握に努め、施策の推進を図っている。	人権問題が複雑化しており、各施策の連携や支援方法等を検討し、効果的に推進できるよう取り組む。
3-1-1-3	相談体制の整備充実や窓口の明確化を図ります。	人権推進課	人権福祉センターや市民総合相談課をはじめ、相談窓口関係機関との連携を図っている。	今後関係機関と連携を図りながら相談体制の充実や周知に努める。
3-1-1-4	「人権福祉センター」を中心とした体制の充実を図るとともに、相談員の資質向上に取り組めます。	中央人権福祉センター	各人権福祉センターに人権福祉員・相談支援員等を配置し、研修や実務を通じて必要な知識やスキルを習得している。	今後関係機関と連携を図りながら相談体制・支援体制等の充実に努める。
3-1-1-5	当事者本人に寄り添った個別的・包括的・継続的な相談支援に努めていきます。	中央人権福祉センター	重層的支援体制整備事業を実施している。当事者を把握するため、地域の見守りボランティアであるつながりサポーターの育成や、市民連携ボランティアチームを立ち上げ、地域社会全体で当事者を支援していく仕組みづくりや気運の醸成に取り組んでいる。	地域共生社会の取り組みを推進し、孤立し困難を抱えた人の早期把握に努めるとともに必要な支援につなげる。さらに、対人援助の重要なアプローチである伴走型支援により、つながり続けることを目的とした支援を重視していく。
3-1-1-6	差別や人権侵害の防止並びに被害者支援のための取り組みを推進します。	人権推進課 中央人権福祉センター	関係機関や各種団体等と協働・連携し、差別や人権侵害の防止に努めるとともに、本市の支援制度の他、適切な相談窓口につなぐ取組を行っている。	今後関係団体等と連携し、適切かつ迅速な対応に努める。差別や人権侵害の被害者の心理的ケア、トラウマ回復支援を行う体制やネットワークの構築を目指す。
2 人権意識の高揚を図る取り組み				
3-1-2-1	人権意識の高揚を図っていく必要があります。	人権推進課 中央人権福祉センター	市報、ラジオ、市HPで様々な人権問題について広報し人権意識の啓発を図るとともに、人権尊重社会を実現する鳥取市民集会や人権とつとつ講座、人権と福祉のまちづくり講座の開催や人権教育推進員による地域や職場での啓発活動、人権教育・啓発の取組を推進する人材を育成し、家庭・地域・職場での人権活動に取り組んでいただくなど、行政と市民、事業者が一体となって人権意識の高揚を図っている。	今後関係機関と一層連携を図りながら人権教育・啓発の推進に努める。また、相談ニーズや地域生活課題を反映させた人権啓発等の実施に努める。
3-1-2-2	定期的に人権に関する意識調査等を実施するなどして、教育・啓発の効果を点検し、施策に反映していくことが重要です。	人権推進課	取組なし（本市における人権問題に関する意識調査は10年に1度行うこととしている）。	令和8年度に実施予定。

鳥取市人権施策基本方針第2次改訂（体系コード） 施策の推進方針取組状況

コード体系	基本方針内容	担当課	取組状況	今後の課題
3-1-2-3	関係機関や市民団体等との連携による各種の集会や講演会、研修会や懇談会等を継続して開催すること、教育・啓発の一層の推進に努めていきます。	人権推進課	<ul style="list-style-type: none"> 市民、事業者と協働し、人権尊重社会を実現する鳥取市民集会や人権フォーラム等を開催している。 各地区人権協等会長、地区人権啓発推進員などの指導者を養成し、各地区人権協等における小地域懇談会を主とした啓発活動の推進を図っている。 人権教育推進員による地域、企業などにおける人権教育・啓発などの取組みを推進している。 	今後関係機関と連携を図りながら、人権教育・啓発の推進に努める。デジタル化社会に対応した啓発方法を検討していく。
3-1-2-4	「学校人権教育推進プラン」によって、その考え方や取り組みを示し、人権尊重の精神を涵養する教育を一層進めていきます。	総合教育センター	各小・中・義務教育学校の作成する人権教育の年間指導計画では、「学校人権教育推進プラン」に基づき、めざす子ども像や、人権教育で育てたい知識・技能・態度を明確にしたうえで、指導内容を構成している。	児童生徒の実態に沿ったもので、かつ現代的な人権課題にも対応した取組を進める必要がある。
3-1-2-5	インターネット上での人権問題に対する啓発のあり方についても検討を進めるとともに、悪質な書き込み等に対しては、国や県と連携しながら削除要請を行っていきます。併せて、この問題について、実効性のある法律の整備を引き続き国に要望していきます。	人権推進課 総合教育センター	<p>【人権推進課】</p> <p>令和元年10月からネットモニタリングを実施し、令和2年度から削除要請を行うとともに、国県へ法整備の要望を行っている。</p> <p>(ネットモニタリング実績)</p> <p>R2年度 要請：115件 うち削除：29件 R3年度 要請：95件 うち削除：14件 R4年度 要請：51件 うち削除：33件</p> <p>【総合教育センター】</p> <p>まずは教職員の理解を深めるために、専門家を招聘して、インターネット上での人権問題についての教職員研修を行った。また、実際に悪質な書き込み等が発生した場合は、学校からの相談を受け、専門機関等との連携を行いなから、対応策の助言や、学校や保護者を通して悪質な書き込み等の削除要請を行っている。</p>	<p>【人権推進課】</p> <p>今後関係機関と連携を図りながら情報モラル啓発の推進に努めるとともに引き続きネットモニタリングを実施する。併せて国県へ法整備を要望する。</p> <p>【総合教育センター】</p> <p>児童生徒に対して、インターネット上で、情報をより正しく使ったり、自分の行った行為が及ぼす影響や危険性について理解を深めていく教育活動が今後必要である。また、スマートフォンなどの情報機器の普及が進む中で、保護者への啓発をさらに充実させる必要がある。</p>
3 人材育成の取組				
3-1-3-1	本市の職員を対象に、さまざまな機会を捉えて人権に関する研修を実施しながら、人材育成に取り組みます。	人権推進課 職員課	<p>【人権推進課】</p> <p>鳥取市市民集会とつとより講座や人権尊重社会を実現する鳥取市市民集会のほか、個別課題の職員研修を開催し、当事者の置かれている状況や人権侵害の事例を学び、市職員として、当事者の心情に寄り添った対応や支援を学ぶ研修を行っている。</p> <p>【職員課】</p> <p>職員研修計画の中で、「人権とつとより講座」を職員の人権研修と位置付け、毎年度、階層別に研修を実施している。</p>	<p>【人権推進課】</p> <p>人権課題は多岐にわたり複雑化している。庁内で連携を図り適切に対処できるように今後も職員の人材育成を図り、市民サービスの向上に努める。</p> <p>【職員課】</p> <p>人権問題について正しい理解と認識が深まるよう、今後も研修計画や内容を見直し、職員研修の充実・強化に努める。</p>

鳥取市人権施策基本方針第2次改訂（体系コード） 施策の推進方針取組状況

コード体系	基本方針内容	担当課	取組状況	今後の課題
3-1-3-2	地域・職場等においては関係機関等と連携して人材育成プログラム等の作成ならびに研修等を行い、人材育成を図ります。	人権推進課 職員課	【人権推進課】 人権とつとつり講座を開催し地区や企業等で人権啓発を担う指導者等を育成するとともに市民に人権について学ぶ機会を提供し人権意識の高揚を図っている。 【職員課】 職員研修計画の中で、「人権とつとつり講座」を職員の人権研修と位置付け、毎年度、階層別に研修を実施している。	【人権推進課】 今後とも関係機関と連携を図りながら研修内容等の充実に努める。 【職員課】 人権問題について正しい理解と認識が深まるよう、今後とも研修計画や内容を見直し、職員研修の充実・強化に努める。
3-1-3-3	人権問題の解決に向けた活動に取り組む市民団体を、育成・支援していくよう努めていきます。	人権推進課	人権活動の推進組織である鳥取市人権教育協議会や地区人権啓発推進協議会連合会、人権啓発企業連合会に對し、継続的に支援することで、切れ目のない主体的な取組が行われている。	今後とも継続的な支援を行うとともに、連携・協働して人権活動に取り組む。
4 相談機能強化の取組				
	相談・支援体制の整備、充実を図る必要があります。		【人権推進課】 人権福祉センターや市民総合相談課をはじめ、相談窓口関係機関との連携を図っている。 ・生活困難自立支援等に関する内容について、パーソナルサポートセンターと適宜、連携・情報共有を図りながら、相談対応している。	【人権推進課】 今後とも関係機関と連携を図りながら相談体制等の充実に努める。 【市民総合相談課】 関係機関と連携した相談対応を行うとともに、安心できる市民生活の確保のため、引き続き相談・支援体制の充実に努める。
3-1-4-1		人権推進課 市民総合相談課	【市民総合相談課】 ・市民の日常生活における法律に関する相談に弁護士が専門的な立場から応じ、必要な助言を行うことにより、市民生活の安定と権利の擁護に資することを目的とし、月4回（各定員5名）実施している。 （無料法律相談実績） R元年度 開催：48回 相談者数：209名 R2年度 開催：48回 相談者数：221名 R3年度 開催：48回 相談者数：230名 R4年度 開催：48回 相談者数：219名	
3-1-4-2	市民の多様で複雑化する人権相談等に対応するため、支援や制度・各相談機関等の存在の周知に努めるとともに、相談に応じる側の専門性を向上させたり、他機関との連携を図ることができている人材育成を行う必要があります。	中央人権福祉センター	中央人権福祉センターをはじめ、各人権福祉センターの人権相談を行っている。また、中央人権福祉センター内にパーソナルサポートセンターを設置して生活困難等の相談にも対応するため、相談支援事例検討会職員のスキルアップを図るため、相談支援事例検討会（相談支援事例内容に適任のアドバイザーの同席）や傾聴研修等を開催している。	今後とも多様で複雑化する人権相談等に対応するため、支援制度や各相談機関等の周知に努めるとともに、専門性をもった相談員の配置や、支援者や関係機関が連携して支援にあたる空議体をもち、支援体制等の充実に努める。
3-1-4-3	国や県の関係機関と連携を図りながら、相談・支援体制の整備、充実と相談員の資質向上を図ります。	人権推進課	法務局（人権擁護委員）や県、各支援機関と連携を取りながら、あらゆる人権相談に対応している。	今後とも関係機関と連携を図りながら相談体制・支援体制等の充実に努める。

鳥取市人権施策基本方針第2次改訂（体系コード） 施策の推進方針取組状況

コード体系	基本方針内容	担当課	取組状況	今後の課題
3-1-4-4	相談事例をふまえた施策化を検討していきます。	人権推進課 中央人権福祉センター	長期的かつ継続的な指導・助言を必要とする相談者への支援方策検討会等を実施し、相談者のサポートを行っている。相談者の孤立感を解消するため、当事者同士の交流が図れるよう居場所づくりを行っている。	今後も当事者の支援につながるよう施策の検討を行う。
2 推進体制の確立				
3-2-1	庁内の人権施策推進体制を強化し、人権施策に関する連絡・調整と人権問題に関する情報等の共有を図ります。	人権推進課	鳥取市人権施策推進庁内会議において関係課との連携を図っている。	今後も多様で複雑化する人権課題に対応するため、市の横断的な組織体制による連携を強め、施策の推進を図る。
3-2-2	当事者や鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会の意見を反映していきます。	人権推進課	当事者の意見を反映した施策の検討を行い、鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会で報告し意見を伺っている。	今後も、当事者や鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会の意見を反映し、施策の推進を図る。
3-2-3	具体的な人権施策については、市の総合計画に位置付けて実施します。	人権推進課	第2次改訂は第10次総合計画の個別計画に位置付け施策の推進を図った。令和3年度からは第11次鳥取市総合計画に引き継いでいる。	第3次改訂にあたっては第11次総合計画との整合性を図りつつ計画の個別的な推進を図る。
4章 さまざまな人権問題への取り組み				
1 同和問題(部落問題)				
2 施策の推進方針				
4-1-2-1	市民団体や企業等と協働して、部落差別解消に向けた教育・啓発を推進します。	人権推進課	<ul style="list-style-type: none"> 市民等と協働し、人権尊重社会を実現する鳥取市民集会や人権フォーラム等を開催している。 各地区人権協議会会長、地区人権啓発推進員などの指導者を養成し、各地区人権協議会における小地域懇談会を支援し、啓発活動の充実を図っている。 人権教育推進員による地域、企業などにおける啓発などの取組員を推進している。 鳥取市人権情報センターと連携し、地域や企業への啓発に取り組みむとともに、啓発方法についても研究している。 「部落解放月間」に合わせた広報啓発や、市のHPに記事を投稿し、正しい理解と啓発を行っている。 	鳥取市民集会や小地域懇談会による効果的な啓発の研究や、広く市民に啓発の機会を提供するため、鳥取市人権情報センターや県、関係機関と協働・連携を図り、取組の推進に努める。
4-1-2-2	地域課題や相談ニーズを踏まえた教育・啓発を実施し、人権と福祉のまちづくりを推進します。	人権推進課	中央人権福祉センターをはじめ、各人権福祉センターにおいて地域住民に向けた支援事業を行っている。	今後も各人権福祉センターで行っている事業の見直しを図りながら、地域住民に沿った支援等を行っていく。
4-1-2-3	具体的な差別事象や、インターネット等の情報化の進展に伴った部落差別に関する状況の変化に対応するための教育・啓発のあり方について調査研究を行います。	人権推進課	鳥取市人権情報センターと連携協力し、専門性のある研究員により、インターネット上の具体的な部落差別の現状など今なおあり続ける差別の実態を学ぶ研修を行っている。県や専門機関が作成したリーフレットや学習資料を活用している。	今後も、鳥取市人権情報センターと連携し、啓発のあり方について調査研究を行います。また県や専門機関とも連携し人権教育推進員の人材育成を図るとともに効果的な学習方法の研究に取り組む。
4-1-2-4	差別を受けた被害者に寄り添った心理的ケアと自立支援を行うため、相談体制の確立や相談員の人材育成等に取組みます。	人権推進課 中央人権福祉センター	中央人権福祉センターをはじめ、各人権福祉センターにおいて相談者に寄り添った支援事業を行っている。	今後も各人権福祉センターで行っている事業の見直しを図りながら、相談者に寄り添った支援等を行っていく。

鳥取市人権施策基本方針第2次改訂（体系コード） 施策の推進方針取組状況

コード体系	基本方針内容	担当課	取組状況	今後の課題
4-2-2-4	<p>地域・社会活動への男女の参画を進めるため、活動への関心と男女共同参画意識を高める取り組みを推進します。女性やひとり親世帯の親子が、複合的に困難を抱える状況もあり、男女共同参画の視点上で、必要な取り組みを推進します。</p> <p>防災分野において、固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、多様な視点が反映されるよう、方針決定過程や地域防災活動への女性の参画の促進及び女性リーダーの育成を推進します。</p>	<p>男女共同参画課 危機管理課</p>	<p>【男女共同参画課】 地域における男女共同参画意識の啓発のため、学校、企業、公民館などを訪問し、出前講座を行った。また、家事シニアについて、市民と行政とが協働して取り組むことを目的とした市民自主企画事業「名もなき家事ZOO」の取組により、幼稚園における男女共同参画意識の啓発を活動を行った。</p> <p>また、男女共同参画センターにおいて、男女共同参画の視点から防災対策を考える啓発講座を開催することと、女性や要配慮者など様々な視点からの防災対策を考えるきっかけづくりができた。</p> <p>【危機管理課】 多様な視点が反映されるよう本市の防災施策の重要事項を審議する鳥取市防災会議に女性委員を推薦した。また、性別にかかわらず、各地域にある自主防災会活動へ積極的に参加してもらえよう、女性の防災リーダーを育成した。</p>	<p>【男女共同参画課】 第4次鳥取市男女共同参画かがやきプランに沿った講座を企画するとともに、社会情勢や市民ニーズを把握し受講を希望する市民へ講座開催の情報が届くよう取り組みを進める。</p> <p>【危機管理課】 より女性委員の割合が増えるよう委員の委嘱にあたっては、関係機関に可能な限り女性の推薦をお願いしていく。防災講習や訓練等の機会を捉えて女性防災リーダー募集の手シラン等で広報を行い、継続して女性の参加を呼びかける。</p>
4-2-2-5	<p>家庭における固定的な性別役割分担意識を解消しつつ、家族の一員として、男女が対等な立場で、ともに家庭生活における家事や育児、介護等の責任を協力して果たすことができるよう、啓発活動を推進します。</p>	<p>男女共同参画課</p>	<p>男女共同参画センターでの講座や市民自主企画委託事業などにおいて啓発を行った。</p>	<p>第4次鳥取市男女共同参画かがやきプランに沿った講座を企画するとともに、社会情勢や市民ニーズを把握し受講を必要とする市民へ講座開催の情報が届くよう取り組みを進める。</p>
4-2-2-6	<p>鳥取市男女共同参画センター「輝（き）なんせ鳥取」を拠点として、情報の提供や啓発講座の開催、活動団体の支援等、推進活動を幅広く実施します。</p>	<p>男女共同参画課</p>	<p>男女共同参画登録団体の自主的な活動を促すことを目的に、男女共同参画の研修や広報等を行うための事業費を助成することにより、本市における男女共同参画社会の実現に寄与することができた。</p> <p>令和2年度以降、事業件数、助成金額ともに遞増傾向にあり、自主的な活動支援に寄与している。 「男女共同参画登録団体補助金」9団体、11事業、456千円（令和4年度実績）</p>	<p>今後も継続して登録団体に支援することで、男女共同参画登録団体の自主的な活動の活性化を促し、男女共同参画社会の担い手としての育成を支援していく。</p>

鳥取市人権施策基本方針第2次改訂（体系コード） 施策の推進方針取組状況

コード体系	基本方針内容	担当課	取組状況	今後の課題
4-2-2-7	<p>配偶者等からの暴力は犯罪であり重大な人権侵害であること、啓発や、女性・児童等に対するあらゆる暴力行為に向けた環境整備など、女性等に対する暴力行為を許さない社会づくりを推進します。</p> <p>また、関係機関と緊密な連携を保ち、被害者が安心して相談、保護・自立支援を受けられる体制の整備・充実を図ります。</p>	<p>男女共同参画課 子ども家庭相談センター</p>	<p>【男女共同参画課】 男女共同参画センターでDV防止に関する講座の開催、啓発映画の上映、国の啓発週間に県婦人相談センターやクーパーセンターととりと連携して市中央図書館や男女共同参画センターで啓発パネルの展示や女性に対する暴力防止のシンボルカラーであるパープルのLEDモジュールを展示してもらおうなど、広く啓発に努めた。</p> <p>【子ども家庭相談センター】 DV被害者支援については、DV防止庁内連絡調整会議を構成する各部署及び、婦人相談所や警察などの関係機関と連携し、相談者に寄り添った対応による必要な支援に努めている。</p>	<p>【男女共同参画課】 男女共同参画センターにおける講座の開催や啓発パネルの展示などを引き続き行うとともに、市報や機関紙などで啓発を呼びかけていく。</p> <p>【子ども家庭相談センター】 改正DV防止法及び困難女性支援法の施行に伴い、法律に基づき必要な支援体制の充実を図っていく。</p>
4-2-2-8	<p>ひとり親家庭への支援として、児童扶養手当、自立支援給付金、小中学校入学金支度金の支給、及び母子父子寡婦福祉資金貸付に加え、学習支援事業の実施による養育・教育等の支援、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施による就労支援等、生活の自立と安定に向けた取り組みを推進します。</p> <p>また、相談者へ必要な情報が届く制度周知や関係機関と連携した相談体制の実を図ります。</p>	<p>子ども未来課 学校保健給食課</p>	<p>【子ども未来課】 ○ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けて、手当等の支給及び各制度を周知することで、児童の福祉の増進を図っている。</p> <p>R1 R2 R3 R4 ・児童扶養手当(人) 1,671 1,620 1,577 1,473 ・自立支援給付金(人) 23 22 20 21 ・小中入学金支度金(人) 109 103 95 120 ・母子父子寡婦貸付(人) 10 6 4 5 ・学習支援事業(人) 96 84 77 89</p> <p>○母子父子自立支援員を2名配置し、個別の相談に応じながら就労等の支援を行うことで、ひとり親家庭の自立促進を図っている。</p> <p>R1 R2 R3 R4 ・支援員数(人) 1 2 2 2 ・相談件数(件) 725 1,308 1,159 1,081</p> <p>【学校保健給食課】 学校教育法第19条により経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して就学に必要な経費を支給している。 (支給件数) 年度 R1 R2 R3 R4 対象(人) 1,958 1,847 1,772 1,770</p>	<p>【子ども未来課】 相談者が必要とする支援を行うため、各制度の周知を図る。 関係機関との連携を図り相談体制の充実を図る。</p> <p>子どもの権利条約にある聴かれる権利（意見表明権）の機会を確保するため「子ども会議」の取り組みを進める必要がある。</p> <p>子ども家庭庁発足を受け、国では令和5年秋に子ども大綱を策定を行う予定であり、これを踏まえ、子ども若者育成や子どももの貧困等を勘案した自治体子ども計画を策定する必要がある。</p> <p>【学校保健給食課】 要保護、準要保護世帯の経済的負担の軽減を図るため、継続して実施していく必要がある。</p>

鳥取市人権施策基本方針第2次改訂（体系コード） 施策の推進方針取組状況

コード体系	基本方針内容	担当課	取組状況	今後の課題
3 障がいのある人の人権問題				
2 施策の推進方針				
4-3-2-1	障がいのある人の思いが自己決定できるよう、支援者をはじめ周囲の人等による支援を行います。	障がい福祉課	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、障がいのある人の意思決定支援に配慮するよう障がい福祉サービス事業所等の関係機関に周知を図っている。	引き続き、障がい福祉サービス事業所等の関係機関に周知を図っていく必要がある。
4-3-2-2	障がいのある人がいつでも適切な支援を受けられるよう、福祉、医療、教育、雇用等の各分野の連携を強化し、施策を総合的かつ計画的に実施することに努めます。	障がい福祉課	鳥取市地域自立支援協議会を中心として、福祉、医療、教育等の各分野との連携を図りながら、障がい福祉施策の実施を行っている。	引き続き、各分野との連携を図りながら、障がい福祉施策の実施を行っていく必要がある。
4-3-2-3	個々の障がいのある人や介護をしている人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備・充実に努めます。障がいのある人の地域生活支援の充実に努めるとともに、障がいのある人の権利擁護に取り組みます。能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会の確保に努めるとともに、一般雇用はもちろんで、福祉的就労の促進に努めるなど、障がいのある人の雇用機会の拡大を図ります。	障がい福祉課	障がいのある人が、地域で安心した生活を送れるように、地域課題やニーズの把握に努め、必要な社会資源の確保や日常生活用具給付事業等の充実に向け取組んでいる。鳥取市社会福祉協議会が設置した鳥取市権利擁護支援センターがはしらの運営を支援し、障がいのある人に対する成年後見事業を促進している。鳥取市地域自立支援協議会、相談支援事業所、ハロワワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、本人の特性を共有しながら、本人にふさわしい就労支援に努めている。	引き続き、地域課題やニーズの把握に努め、必要な社会資源の確保や日常生活用具給付事業等の充実に向け取組んでいく必要がある。引き続き、障がいのある人に対する成年後見事業を促進していく必要がある。引き続き、本人の特性に応じた就労支援に努めていく必要がある。
4-3-2-4	障がいのある人や家族、周りの人との交流・連携する機会を設けることにより、障がいへの理解と、市民への社会モデルの普及や福祉教育を推進し、共生社会の実現を図ります。「情報バリアフリー化」の推進やコミュニケーション支援体制の充実に努めます。社会的障壁の除去を進め、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。「障害者差別解消法」に基づき、障がいのある人に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を求め、地域協議会設置等の検討や障がいによる理由を差別的解消に向けた取り組みを推進します。	障がい福祉課	鳥取市障害者週間等に合わせ、啓発イベントや広報活動等を実施することにより、市民への障がいや障がい者に対する理解促進を図っている。障がいのある人の意見を伺いながら、日常生活用具給付事業等の充実を図っていく必要がある。鳥取市障がい者虐待防止・差別解消推進協議会を設置し、障がい者差別解消に向けて取組んでいる。	引き続き、啓発イベントや広報活動等を実施することにより、市民への障がいや障がい者に対する理解促進を図っていく必要がある。引き続き、障がいのある人の意見を伺いながら、日常生活用具給付事業等の充実を図っていく必要がある。引き続き、鳥取市障がい者虐待防止・差別解消推進協議会を設置し、障がい者差別解消に向けて取組んでいく必要がある。

鳥取市人権施策基本方針第2次改訂（体系コード） 施策の推進方針取組状況

コード体系	基本方針内容	担当課	取組状況	今後の課題
4-3-2-5	<p>関係機関と連携し、障がいの早期療育体制の充実に努めるとともに、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズにきめ細かく対応した教育支援体制の整備の充実に努めます。</p>	<p>障がい福祉課 こども発達支援センター 学校教育課</p>	<p>【障がい福祉課】 鳥取市地域自立支援協議会を中心として、福祉、医療、教育等の各分野との連携を図りながら、障がい福祉施策の実施を行っている。</p> <p>【こども発達支援センター】 来所、電話等による相談を受け、保育園等の関係機関と連携し、対象児童の発達支援・保護者支援を行う。</p> <p>【学校教育課】 特別支援教育支援員を配置することにより、障がいのある児童生徒の個々の障がいの状況や教育的ニーズに応じた学習指導及び生活指導を担当し、心理的安定、授業や学級全体の円滑な運営を図る。</p> <p>(配置人数) R1 47人 R2 67人 R3 67人 R4 67人</p>	<p>【障がい福祉課】 引き続き、各分野との連携を図りながら、障がい福祉施策の実施を行っていく必要がある。</p> <p>【こども発達支援センター】 関係機関との情報共有と連携を図りながら、家庭と福祉と教育の切れ目のない発達支援体制を整備する必要がある。</p> <p>【学校教育課】 学校希望校への配置率は、令和元年度に比べ上がっているが、十分とは言えない。教壇目標を定めながらも、可能な限り、さらに配置率を高めることが課題である。学校規模等も考慮しながら各学校の実態に応じた配置を推進していく必要がある。</p>

鳥取市人権施策基本方針第2次改訂（体系コード） 施策の推進方針取組状況

コード体系	基本方針内容	担当課	取組状況	今後の課題
4-4-2-1	<p>4 子どもの人権問題</p> <p>2 施策の推進方針</p> <p>本市の子育て支援事業や母子保健事業を進めるなかで、保護者の育児不安の解消や育児支援などで、子どもが心身ともに健やかに愛されて育つよう環境の整備を推進します。</p>	<p>子ども家庭相談センター 健康・子育て推進課</p>	<p>【子ども家庭相談センター】 こそでらす（子育て世代包括支援センター）と連携した、定例的な妊娠・出産包括支援会議を開催することにより、個別ケースの支援方針の検討を行い、妊娠期から子育て期にわたり、電話、訪問、カウンセリング、産後ケア事業など、母子に対する各種支援を実施している。 ・産後ケア事業利用数(件) R1 91 R2 239 R3 217 R4 334</p> <p>【健康・子育て推進課】 ・特定不妊治療 H29 H30 R1 R2 R3 延件数 404 451 410 466 590</p> <p>・妊婦検診 H29 H30 R1 R2 R3 延人数 19,204 19,049 17,922 18,099 17,385</p> <p>・母子保健相談指導 S47年より母子コーナー開設し、母子の健康に関する相談を受けている。H27年に子育て支援専用ダイヤル《専用電話相談》を設置した。</p> <p>・母子保健訪問指導 産婦数 H29 H30 R1 R2 R3 1,462 1,395 1,358 1,368 1,249</p> <p>・乳児検診 H29 H30 R1 R2 R3 延人数 2,785 2,752 2,588 2,603 2,551</p> <p>・育児等健康支援 H29 H30 R1 R2 R3 延人数 2,785 2,752 2,588 2,603 2,551</p> <p>・幼児学級(回) H29 H30 R1 R2 R3 23 23 21 22 16</p> <p>・地区健康教室(回) H29 H30 R1 R2 R3 158 150 177 111 112</p> <p>・心理相談 心理相談員による相談・訪問(件) H29 H30 R1 R2 R3 95 71 62 50 47</p> <p>・発達相談 H29 H30 R1 R2 R3 ほほえみ相談(人) 11 9 11 12 15 5歳児発達相談(人) 78 63 68 65 64</p>	<p>【子ども家庭相談センター】 令和6年4月の改正児童福祉法の施行に伴う、母子保健・児童福祉一体的相談支援機関(こども家庭センター)の設置により、組織体制の強化、支援の充実を図っていく。</p> <p>【健康・子育て推進課】 今後も事業を継続し、環境整備の充実努める。</p>

鳥取市人権施策基本方針第2次改訂（体系コード） 施策の推進方針取組状況

コード体系	基本方針内容	担当課	取組状況	今後の課題
4-4-2-2	子どもが家庭や保育所・幼稚園・学校、地域の中で人格や個性が尊重され健やかに育つよう、地域や関係機関との連携を図るとともに、子どもの人権について「児童福祉週間（5月5日～11日）」や「児童虐待防止推進月間（11月）」などをとおして啓発活動を行います。	<p>幼児保育課 子ども家庭相談センター 総合教育センター</p>	<p>【幼児保育課】 ○「子どもの日の集い」「地域と連携したこいのぼり掲揚」等の取り組みを実施。 ○人権擁護のためのセルフチェックリストを活用。 ○5月の園だよりで保護者へ「児童福祉週間」の啓発を行う。 【子ども家庭相談センター】 児童虐待防止月間において、懸垂幕の掲揚。コミュニティFMでの啓発活動を実施した。 【総合教育センター】 「鳥取市いじめ防止基本方針」を踏まえ、「鳥取市いじめ防止対策ハンドブック」を活用して、いじめ防止研修会や「鳥取市Smileプロジェクト」として、「鳥取市Smile月間」を実施している。また、各学校へ国や県からの「児童虐待防止推進月間」の通知を伝え、その意義等を周知している。</p>	<p>【幼児保育課】 引き続き、職員との連携に努めていく。 者、地域との連携に努めていく。 【子ども家庭相談センター】 引き続き、「児童虐待防止月間（11月）」に、虐待防止の啓発活動を行っていく。 【総合教育センター】 いじめの未然防止と早期発見・早期対応のため、継続的な事業の展開が必要であり、本事業の継続・拡充が必要だと考えている。</p>
4-4-2-3	児童虐待の未然防止や早期発見を中心とした取り組みを積極的に進めるため、相談窓口の充実と情報提供を図るとともに、「鳥取市要保護児童対策地域協議会」を活用し、関係機関と連携して早期発見に努めるとともに、必要な支援活動を行います。	<p>子ども家庭相談センター</p>	<p>保育園、幼稚園、学校に対して、虐待通告、相談の流れについて説明を行い、通告漏れのないよう協力要請を行った。 要保護児童対策地域協議会による個別支援会議を開催し、関係機関との連携した情報共有、見守り、個別訪問、支援事業へのつなぎなど、継続した支援に努めた。 R4年度より、ヤングケアラー支援体制の強化を図った。 ・R4 要対協個別支援会議実施回数 190回</p>	<p>児童と直接対面する各学校や市教育センターのSSW（スクールソーシャルワーカー）に対して、学校訪問や定期的な情報共有を行うなど連携強化を図り、支援対象児童の早期発見、早期支援に努めていく。</p>
4-4-2-4	家庭や地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てるとともに、子どもの人権を守る社会全体の風土を醸成していきます。	<p>子ども未来課 子ども家庭相談センター</p>	<p>【子ども未来課】 子どもの貧困対策をはじめとした様々な施策について、関係機関・団体と一体的な連携のもと推進しているよう「鳥取市子ども未来応援地域協議会」を開催し、連携強化を図った。 【子ども家庭相談センター】 民生児童委員、まちづくり協議会、地区公民館など、市民に対して、啓発活動を実施した。</p>	<p>【子ども未来課】 各関係機関との連携強化を引き続き進めていくことで、支援を必要とする子どももの早期発見や適切な支援に繋げていく必要がある。 子どもと関りのある機関等に支援施策の周知が必要である。 【子ども家庭相談センター】 引き続き、民生児童委員、まちづくり協議会、地区公民館など、市民に対して、啓発活動に努めていく。</p>

鳥取市人権施策基本方針第2次改訂（体系コード） 施策の推進方針取組状況

コード体系	基本方針内容	担当課	取組状況	今後の課題
4-4-2-5	<p>保育所・幼稚園・学校において、「子どもの権利条約」を踏まえた、保育・教育内容の充実、保護者への啓発、職員研修などの施策を推進します。</p> <p>5</p>	<p>幼児保育課 総合教育センター</p>	<p>【幼児保育課】 計画訪問等で県幼児教育センターと連携し、公開保育を利用し保育・教育内容の確認、助言を行っている。</p> <p>【総合教育センター】 「鳥取市いじめ防止基本方針」を踏まえ、「鳥取市いじめ防止対策ハンドブック」を活用して、いじめ防止研修会の実施や「鳥取市Smileプロジェクト」として、「鳥取市Smile月間」を実施している。</p>	<p>【幼児保育課】 今後も「子どもの権利条約」を踏まえた保育・教育内容の実践と職員研修の充実に努めていく。</p> <p>【総合教育センター】 いじめの未然防止と早期発見・早期対応のため、継続的な事業の展開が必要であり、本事業の継続・拡充が必要だと考えている。</p>
4-4-2-6	<p>いじめ防止、いじめの早期発見、早期解決を図るため、いじめ防止教育の推進と支援体制を整備します。また、人命に関わるいじめの重大事案に対しては、教育委員会と協議の上、必要があれば第三者委員会を設置し、解決に向けた対策をすみやかにまいります。</p> <p>6</p>	<p>総合教育センター</p>	<p>「いじめ防止対策ハンドブック」をもとにしたいじめ防止研修会の実施や「鳥取市Smileプロジェクト」として、「鳥取市Smile月間」を実施し、各学校や中学校区で「いじめのない笑顔あふれる学校づくり」に向けて取り組んでいる。また、専門家等を委員に加え、助言をもらいながら、より適切ないじめ防止対策が推進されるように「鳥取市いじめ防止対策推進委員会」を開催している。</p>	<p>今後もしじめの未然防止、早期発見、早期解決に向け、まずは学校と保護者や地域との連携をしっかりと図る必要がある。また、いじめの状況によっては、専門機関等と連携し、該当児童生徒や保護者の支援や解決に向けた指導の充実を図ることが必要である。</p>
4-4-2-7	<p>子どもの人権感覚を養い、いじめ問題など身近な問題に向き合い解決していくための創造性や連帯感を育てていくとともに、自己肯定感を育む人権教育を推進します。</p> <p>7</p>	<p>総合教育センター</p>	<p>「鳥取市Smileプロジェクト」として、「鳥取市Smile月間」を実施する中で、児童生徒の自発的・自治的な活動を展開し、保護者や地域に学校の取組を発信しながら、いじめのない笑顔あふれる学校に向けての意識の高揚を図り、実践力を育んでいる。</p>	<p>いじめの未然防止と早期発見・早期対応のため、継続的な事業の展開が必要であり、保護者や地域への啓発の充実を図りたい。</p>
4-4-2-8	<p>不登校やひきこもりの子どもが、将来に希望を持ち、生きがいを思い出せるよう、関係機関や民間団体と連携し、相談体制の充実など支援体制の整備をさらに推進します。</p> <p>8</p>	<p>総合教育センター</p>	<p>各小・中・義務教育学校の教育相談コーディネーターが校内教育相談体制の核となり、児童生徒及び学校全体の支援の状況を一元的に把握し、学校内及び関係機関等との連絡調整、ケース会議の開催等、児童生徒の抱える課題の解決に向けて調整している。スクールソーシャルワーカーが各学校への巡回訪問を行う中で児童生徒の支援の状況に応じて、関係機関等との連携の調整を行い、支援の充実が図られるように努めている。</p>	<p>本市における不登校児童生徒の出現率は増加しており、その背景や児童生徒の支援ニーズも多岐にわたる。今後、鳥取市不登校対策専門委員会でも決定した方針をもとに、関係機関等との連携を強化し、学習機会を確保したり、児童生徒の自己肯定感を高め、社会的自立を促したりしながら、自らの進路を切り開いていける資質・能力を育む取組を推進していく必要がある。</p>
4-4-2-9	<p>「こども食堂」の取り組みについては、全中学校区での展開を視野に、困難を抱える家庭の発見、支援を進めたい。</p> <p>9</p>	<p>中央人権福祉センター</p>	<p>生活に困難を抱えている家庭の早期発見、支援を進めている。</p>	<p>こども食堂が未実施の中学校区へ積極的に関与し、立ち上げに向けた支援を行う。</p>

鳥取市人権施策基本方針第2次改訂（体系コード） 施策の推進方針取組状況

コード体系	基本方針内容	担当課	取組状況	今後の課題
5	高齢者の人権問題			
2	施策の推進方針			
4-5-2-1	高齢者の価値観や自主性を尊重しながら、社会参加しやすい環境づくりに取り組み、高齢者の自己実現を支援していきます。また、必要な人が必要とする専門的サービスを活用できるように、情報提供に努めます。	長寿社会課	<p>○老人の明るいま推進事業 【目的】高齢者の仲間づくり、健康な活動の場を提供していくを図るため、多様な活動の場を提供する。</p> <p>【内容】趣味の教室、作品展、囲碁将棋大会、各種スポーツ大会、社会奉仕活動、健康講座等の開催を、市社協協議会に委託し実施する。</p> <p>○高齢者介護予防支援バス運行事業 【目的】高齢者の団体に対して高齢者バスを運行し、高齢者の生きがいづくりや地域交流の推進を図る。</p> <p>【実績】R元：596件、R2：192件、R3：283件</p> <p>【内容】市社協協議会にバスの運行を委託し実施する。</p> <p>○公共交通機関利用助成事業 【目的】高齢者の生きがいづくりや地域交流の推進を図る。</p> <p>【内容】高齢者の団体が貸し切りバス等を利用した場合に、その経費を助成する。（上限5万円）</p> <p>【実績】R元：111件、R2：22件、R3：38件</p> <p>○地域包括支援センター等において、相談内容に応じて適切な支援に繋げられるよう取組んでいる。</p>	<p>令和4年度より、従来の高齢者介護予防支援バス運行事業と公共交通機関利用助成事業を統合し、鳥取市高齢者介護予防・地域活動等支援バス運行事業として実施。今後老朽化に伴う市有バスの減少に伴い、必要な支援を実施しつつ事業内容の検討が必要である。</p> <p>また、コロナ禍により低下した社会参加や生きがいづくり活動などの地域福祉活動の再開や継続支援の取組が必要である。</p>
4-5-2-2	高齢者がその知識や経験を活かして、実社会の担い手として活躍することができるように、就労環境の整備を図ります。	経済・雇用戦略課	高齢者の随時的・短期的な就業機会の提供を行う鳥取市シルバー人材センターによる高齢者の社会参加、また、高齢者派遣事業等による就労機会の創出等を支援している。	今後も就労整備の充実に努める。
4-5-2-3	健康づくりや介護予防を重視した取り組みを行うとともに、介護が必要な状態になっても、適切なサービスを利用しながら住み慣れた家庭や地域でできる限り生活し続けられるよう、サービス提供体制の強化に努めます。また、認知症の早期発見・早期対応につなげるため、医療・介護の専門職による支援活動の充実を図ります。	長寿社会課	令和元年度より、リハビリ専門職による短期間で集中的に身体機能・動作能力の改善を目指す「短期集中予防サービス（通所・訪問）」を開始し、介護予防・重症化防止の効果が高いサービスの提供に取り組んでいる。また、認知症初期集中支援チームを地域包括支援センター内に設置し医療・介護の専門職による支援を行っている。	短期集中予防サービスをはじめとした介護予防事業、また認知症初期集中支援チームの活動をさらに推進していく必要がある。
4-5-2-4	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、「地域包括支援センター」、「認知症地域支援推進員」、さらには「生活支援コーディネーター」などの福祉の関係者が連携し、地域の関係者との信頼や協力関係を築きながら、地域で高齢者を支えるネットワークづくりに取り組みます。	長寿社会課	各地域包括支援センターごとに、個別支援の検討を中会議等を開催し自立した生活を送るための課題解決に向けた検討を進めている。	地域の健康課題等を共有し、地域で安心して過ごせるためのネットワークの構築に努める。

鳥取市人権施策基本方針第2次改訂（体系コード） 施策の推進方針取組状況

コード体系	基本方針内容	担当課	取組状況	今後の課題
4-5-2-5	認知症などで判断能力が不十分な高齢者の財産や生活を守るため、「成年後見制度（P34参照）」の普及に努めます。	長寿社会課	令和元年度より、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関を、一般社団法人とつと東部権利擁護支援センターに委託している。中核機関は、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能などの機能を持ち、成年後見制度の普及、促進に努めている。	成年後見制度を必要とする取組の検討が必要である。等の受任者を多くする取組の検討が必要である。
4-5-2-6	認知症に関する正しい理解や認知症サポーターの養成等を通じて、啓発活動を進めます。	長寿社会課	認知症予防のための知識の習得や認知症に対する正しい理解を広めるため、認知症サポーター養成講座や出前講座を開催している。また、認知症になっても住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、認知症の本人が「希望大使」となり、周知啓発に取り組んでいる。	幅広い世代へ向けて今後も引き続き啓発活動を推進していく。
4-5-2-7	高齢者虐待に対して、関係機関と連携して必要な措置を講じます。また、認知症や虐待への知識を深めるよう、介護事業者の資質の向上への取り組みを働きかけます。	長寿社会課	高齢者虐待があった場合は、迅速に関係機関と連携して、調査、その他必要な措置を講じた。また、権利擁護に関する研修会を開催し、介護事業者等の資質向上に努めた。	今後も関係機関との連携を深め、高齢者の権利擁護に取り組んでいく必要がある。
4-5-2-8	老人クラブなどの高齢者団体の活動を支援し、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、地域貢献活動などを促進します。	長寿社会課	○単位老人クラブ活動助成事業 【目的】高齢者の生きがいを高めるとともに、健康づくりを増進する。 【内容】老人クラブの活動に対して補助金を交付する。 【実績】クラブ数 RI R2 R3 R4 243 237 222 216	就労年齢の引上げや地域力の低下傾向があり、クラブ教、会員数とも減少傾向です。新規加入の取り組みのほか地域づくりの取組みが必要である。
6 外国人の人権問題				
2 施策の推進方針				
4-6-2-1	国籍や民族、文化が異なる人々との交流・連携する機会を設けることにより、国際理解を目指します。また、お互いが理解・尊重しあうことで共に生きる多文化共生のための教育・啓発を推進します。	文化交流課	地域や学校等での国際理解講座に国際交流員を派遣し、市民の国際理解推進の取組を実施するとともに、国際交流プラザにおいて交流イベントを実施している。	国際理解講座や交流イベント等の参加者の拡大を図り、外国の文化や伝統を理解を深めることにより、外国人に対する人権意識の向上を図っていく必要がある。
4-6-2-2	外国籍市民の市政参画を促進し、「多文化共生社会」の実現を目指します。	人権推進課	人権とつとつ講座の開催や市人権教育協議会の人権教育推進員による地域、企業などの研修により、正しい認識と理解が深まるよう人権教育・啓発を行っている。併せて、市HPやポスター等により啓発を行っている。	今後も関係機関と連携を図りながら教育啓発の推進に努める。
4-6-2-3	外国人児童生徒の語学をはじめとする学力の向上に努めます。また、外国人児童生徒の保護者等に対しても日本語を学ぶ機会の提供に努めます。	学校教育課	日本語指導ボランティアにより、在住外国人への日本語学習事業を実施。初めて市内小・中学校へ就学する外国人児童生徒など、日本語を用いてのコミュニケーション等に課題がある児童生徒を対象に、生活指導や初期的な日本語指導及び母国語通訳のできる地域人材を派遣し、該当児童生徒が安心して学び、生活できるよう支援している。	日本語の能力に応じた特別な支援が必要となる。外国人児童生徒教が増加しているため、日本語指導のできる地域人材の発掘が急務である。

鳥取市人権施策基本方針第2次改訂（体系コード） 施策の推進方針取組状況

コード体系	基本方針内容	担当課	取組状況	今後の課題
4-6-2-4	日常生活全般における言葉に関する不便・障がいを取り除くよう、公共施設や公共交通機関などにおける外国語による案内表示、また、外国語による情報提供の充実に努めます。	文化交流課	国際交流プラザを本市の国際交流の拠点施設とし、各種国際交流事業や生活相談等を実施するとともに、国際交流員による英語・中国語・韓国語での行政情報の発信を行っている。	多国籍化している外国人住民に対し、「やさしい日本語」を活用して分かりやすい情報提供を行う必要がある。
4-6-2-5	平成28（2016）年に施行された「ヘイトスピーチ解消法」の周知及び、この法律に基づいた相談体制の整備や教育・啓発の推進に努めます。	人権推進課	市報に「ヘイトスピーチ解消法」について掲載し、制度を周知し、教育・啓発の推進を図った。	今後関係機関と連携を図りながら教育啓発の推進に努める。
7 病気にかわる人の人権問題				
2 施策の推進方針				
4-7-2-1	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成21（2009）年）の施行を踏まえ、ハンセン病回復者やその家族が名誉を回復し、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるよう、ハンセン病の正しい知識の普及・啓発を行い、偏見や差別の解消を図るため、関係機関と連携して教育・啓発に取り組みます。	人権推進課	人権とつとり講座の開催や市人権教育協議会の各部署における研修会、人権教育推進員による地域、企業などの研修により、正しい認識と理解が深まるよう人権教育・啓発を行っている。併せて、市HPPやボスター等により啓発を行っている。	今後関係機関と連携を図りながら教育啓発の推進に努める。
4-7-2-2	感染症等に関する市民への情報提供を正確かつ迅速に行うとともに、相談を受け付けます。	保健医療課	感染症発生状況についてすみやかに情報収集し、注意が必要な感染症については、ボスターを掲示したり鳥取市公式ウェブサイトを活用するなどして、正しい情報を市民に広く情報提供している。併せて市民からの感染症等に関する相談も随時受け付けている。	正しい情報を迅速に情報提供し、注意喚起を行うとともに、市民の不安を軽減するよう今後も相談窓口の充実に努める必要がある。
4-7-2-3	精神疾患や難病を含む病氣や感染症に対する正しい知識や情報の普及と啓発に努めます。	保健医療課	・健康講演会や健康教育などを介し、病氣や感染症に対する正しい知識の普及や啓発、情報提供を行うことにより、無理解から起こる偏見や差別の解消をはかっている。また、他機関や団体が実施する啓発活動（感染症に 関するパネル展等）に協力している。 ・若年層向け啓発チラシ（心の健康、アルコール依存症、HIV）等を作成、配布。（市内の高校、公立鳥取環境大学等、乳幼児健診等で来所された保護者等に対して） ・パネル展示。 ・公民館祭り等、他団体が実施するイベント会場にて、啓発チラシ（心の健康、アルコール依存症）及び啓発物を配布	今後事業を継続し、啓発活動に努めていく必要がある。
4-7-2-4	若年性認知症については、県等関係機関と連携を取りながら、当事者が集い、情報交換を行う活動を実施するとともに、正しい理解の普及・啓発に取り組みます。また、県等と連携し、早期発見・早期治療につながるための相談やサポートなどの支援を行います。	長寿社会課	若年性認知症についての県の相談窓口は、米子市にある「若年性認知症サポートセンター」となっている。本市は、認知症地域支援推進員とサポートセンターが連携して、相談支援にあたるケースはあるが、市としての相談・支援体制が整っていない現状もある。	若年性認知症の人への支援体制の構築について、検討を進めていく必要がある。

鳥取市人権施策基本方針第2次改訂（体系コード） 施策の推進方針取組状況

コード体系	基本方針内容	担当課	取組状況	今後の課題
4-7-2-5	インフォームド・コンセントの確立と、医療・保健・福祉など関係機関との連携を図りながら患者の心情を理解し、患者の立場に立った医療の推進を図ります。また、患者や家族等の病気等に関するプライバシー保護の意識啓発に努めます。	保健医療課 市立病院	【市立病院】 市立病院では、2007年に制定した「医療を受けられる方の権利章典」に従い、患者の権利擁護に配慮した医療の提供に努めている。また、患者の権利保障のため2020年12月に「説明・同意に関する指針」を定め、すべての患者へのインフォームド・コンセントを確立した。 【保健医療課】 保健医療課内に鳥取市医療安全センターを設置し、患者さんやご家族からの医療に関する相談に対応する情報提供を行っている。	【市立病院】 今後も継続して患者や家族等との信頼関係を優先し、質の高い医療の提供に努めるとともに、医療・保健・福祉の連携に努め、地域包括ケアシステムの推進に向けた役割を果たすことが求められている。 【保健医療課】 医療に関する悩みや心配事について、公平・中立な立場で相談を伺いし、医療機関とより良い信頼関係が築けるよう、その解決の糸口を探す一助となるよう努める必要がある。
<p>8 個人のプライバシーの保護</p> <p>2 施策の推進方針</p>				
4-8-2-1	個人のプライバシーが尊重され、人権が守られる社会を構築するために、学校、地域、行政、企業などでのプライバシー、個人情報保護についての教育研修の機会（小地域懇話会や企業研修など）の充実を図るなど、個人のプライバシー保護に関する知識の向上や人権意識を高める活動を積極的に支援します。	公文書管理室	人権福祉センター、教育委員会等の事務職員対象及び課長補佐等職員を対象とした研修の実施による個人情報保護に関する知識向上等を行っている。	企業等の担当主管課や商工会議所等が単独で、積極的に支援できるよう個人情報保護に関する情報提供や資料等の整備を図ることが必要である。
4-8-2-2	「個人情報の保護に関する法律」や「鳥取市個人情報保護条例」に基づいて、個人情報の適正な取り扱いに努めます。	公文書管理室	グループウェア内掲示板による職員間の情報共有を図り、適正な個人情報の取扱いに努めている。	「個人情報の保護に関する法律」の内容を個人情報保護委員会等関係機関と協力しながら、法の趣旨を周知していく必要がある。
4-8-2-3	「個人情報の保護に関する法律」、「鳥取市個人情報保護条例」、「鳥取市電子計算機管理運営規程」及び「鳥取市情報セキュリティポリシー」に定めるところにより、人及び設備の両面の対策を図り、個人情報の保護に努めます。また、個人情報に関する苦情処理の対応についても、総務課を窓口として解決に向けて支援を行います。	公文書管理室	個人情報等の安全管理等に関する教育研修を実施し、職員等が適正に事務を行うよう知識の習得を図っている。	個人情報保護に関する職員の意識の醸成と運用の定着を図るため、継続的な研修や内部監査を実施していく。
4-8-2-4	「住民票の写し等の交付にかかるとる本人通知制度」について、引き続き市報やホームページ等により広く市民への周知に努め、不正請求の抑止と不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ります。	市民課	年度別本人通知件数 R1 24 R2 32 R3 47 R4 45	本人通知対象者の登録内容に変更（転出又は転居、戸籍の届出等）があった場合、変更届の提出が少なく、また、対象者自体が以前に申請したことを忘れていたり、ことも多いため、変更が必要な対象者の確認や登録内容変更手続きに時間を要する。今後対象者への周知の方法が課題である。

鳥取市人権施策基本方針第2次改訂（体系コード） 施策の推進方針取組状況

コード体系	基本方針内容	担当課	取組状況	今後の課題
4-8-2-5	「鳥取市電子計算組織管理運営規程」や「鳥取市情報セキュリティポリシー」に基づいて、機器・電子データ・磁気媒体等の管理者を設置し、これらの適正な管理体制を確保します。また、セキュリティの適切な取扱い、事故発生時の適切な対応、個人のシステム利用の制限、運用に関する基準及び運用実績記録の作成などの人的対策を推進します。	情報政策課	「鳥取市電子計算組織管理運営規程」による適正なシステム管理と、「鳥取市情報セキュリティポリシー」による適切なセキュリティ対策を行っています。情報セキュリティ対策として具体的には内部監査、職員研修、全職員へのセルフチェックを実施し、意識向上に取り組んでいます。	毎年持続的に継続していく必要がある。
4-8-2-6	平成27（2015）年度には、「マイナンバー制度」の施行を機に、特定個人情報取扱の制限するためのセキュリティポリシーの改訂や、国の指針に基づく業務システムのインタネーターネットからの分割などの情報ネットワークシステムのセキュリティを強化したところであり、情報セキュリティを更に徹底したシステム運用を推進します。	情報政策課	国の指針に基づき、平成27年度に庁内ネットワークの強化対策を行い、個人情報を取り扱う事務と、庁内の事務、インターネットに接続する業務を分断しました。以降ルールに従った運用を進めている。	セキュリティを確保しつつも、利便性も確保した、最適なセキュリティ対策によるネットワークを令和5年度に構築するとともに、日々進化する技術に対応したセキュリティ対策を施す必要がある。
9 アイヌの人々の人権問題				
2 施策の推進方針				
4-9-2-1	アイヌの人々に対する偏見や差別意識の解消を図るため、関係機関と協力し教育・啓発を推進します。	人権推進課	各地区人権啓発推進員を対象に研修会を開催し、人権教育・啓発などの取組みを推進している。併せて、市HPやポスター等により啓発を行っている。	今後も関係機関と連携を図りながら教育啓発の推進に努める。
10 刑を終えて出所した人の人権問題				
2 施策の推進方針				
4-10-2-1	社会復帰にかかわる「保護司会」や「保護観察協会」、「更生保護女性会」、「BBS（P35参照）」、さらには民間ボランティア等関係機関と協力し、この偏見・差別意識を解消するため、教育・啓発を推進するとともに、相談体制・就労支援や住居等の経済的支援体制の構築と推進に努めます。	人権推進課	人権とつとより講座の開催や市人権教育協議会の各部会における研修会により、正しい認識と理解が深まるよう人権教育・啓発を行っている。併せて、市HPやポスター等により啓発を行っている。	今後も関係機関と連携を図りながら教育啓発の推進に努める。

鳥取市人権施策基本方針第2次改訂（体系コード） 施策の推進方針取組状況

コード体系	基本方針内容	担当課	取組状況	今後の課題
11 犯罪被害者やその家族の人権問題				
2 施策の推進方針				
4-11-2-1	<p>家庭、学校、職場、地域社会で犯罪被害者を支援していくという意識を醸成できるよう、講演会やパネル展示、チラシやポスターなどによる啓発を努めるとともに、「とっとり被害者支援センター」や「犯罪被害者支援ネットワーク」と連携して相談やサポートに努めます。</p>	人権推進課	<p>・人権ととっとり講座や人権教育推進員による地域、企業などの研修、本市職員を対象とした内部研修のほか、とっとり被害者支援センターと連携したパネル展、市HPや啓発リーフレット等により、職場や地域社会で犯罪被害者等を支援していく意識の醸成を図っている。</p> <p>・令和4年度に鳥取市犯罪被害者等支援条例（R4.12.28施行）及び昇舞金制度を創設し犯罪被害者支援の総合相談窓口を人権推進課に設置。市の行政サービスの円滑な提供及び被害者の心情に寄り添った対応ができたよう職員研修を実施。令和4年10月に県警本部と「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定」を締結。警察、ととっとり被害者支援センターと連携協力し迅速に支援を行う体制を整備した。</p>	<p>今後、警察やととっとり被害者支援センターをはじめ関係機関と密接な連携を図り、啓発と支援の両面において取組の推進を図る。</p>
12 性的マイノリティの人権問題				
2 施策の推進方針				
4-12-2-1	<p>一人ひとりの性のありよう（セクシュアリティ）は、個性と同じで一人ひとり違うというところの理解を進めるため、また、性的マイノリティの人への差別や偏見が解消されるよう関係機関と連携し、正しい認識と理解が深まるよう教育・啓発に努めます。</p>	人権推進課	<p>・人権ととっとり講座の開催や市人権教育協議会の各部署における研修、人権教育推進員による地域、企業などの研修により、正しい認識と理解が深まるよう人権教育・啓発を行っている。</p> <p>・中央人権福祉センターで「LGBTコミュニケーション」や交流を図っている。</p> <p>・令和4年度に鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例の一部改正を行い、性の多様性による偏見や人権侵害をなくすよう周知を図った。</p>	<p>今後、関係機関と連携を図りながら教育啓発の推進に努めるとともに、当事者の意向に沿った居場所づくり事業を継続して行う。</p>
4-12-2-1	<p>各種申請書等の公文書について、 unnecessaryな性別等の記載を省略するよう引き続き働きかけるとともに、安心して生活するために必要な社会的サービスとの提供や社会の諸制度等におけるさまざまな課題について、検討を進めていきます。</p>	人権推進課	<p>庁内関係課へ各種申請書等の公文書について、記載の省略化の取り組みを推進している。</p>	<p>今後、記載の省略化の取り組みの推進に努める。</p>
13 ハラスメント（職場における）に関する人権問題				
2 施策の推進方針				
4-13-2-1	<p>ハラスメント（パワハラ、セクハラ等）防止について、家庭、職場、地域などでの正しい認識の普及と啓発に努めます。また、企業・団体等への継続的な働きかけや、企業への訪問・普及啓発に努めます。</p>	人権推進課	<p>・市人権教育協議会の各部署における研修会や、人権教育推進員による地域、企業などの研修により、正しい認識と理解が深まるよう人権教育・啓発を行っている。併せて、市HPやポスター等により啓発を行っている。</p> <p>・人権教育推進員が企業訪問し、労働関係法令の周知や取組を促している。</p>	<p>今後、市人権教育協議会企業部会等の主体的な活動を支援促進するとともに、連携・協働し地域社会の意識の醸成を図る。</p>

鳥取市人権施策基本方針第2次改訂（体系コード） 施策の推進方針取組状況

コード体系	基本方針内容	担当課	取組状況	今後の課題
4-13-2-1	労働局等の関係機関と連携し、相談への対応、救済や調査等に取り組みます。	人権推進課	労働局や県と連携し、ハラスメント防止の周知に努めるとともに、労働相談所など適切な相談窓口につなぐ取組を行っている。	今後関係団体等との連携し、適切かつ迅速な対応に努める。
14 非正規雇用等による生活困窮者の人権問題				
2 施策の推進方針				
4-14-2-1	正規就労を含めた就労の支援に関しては、求職者に対し、本市が設置する無料職業紹介所で雇用アドバイザーが就労相談を行うとともに、求人企業とのマッチング支援を行います。あわせて、各種スキルアップセミナーの開催や支援制度の紹介などにも積極的に取り組みます。	経済・雇用戦略課	無料職業紹介所において、専門相談員が、求職者をデータベース登録・管理しながら、求職者の就労相談や企業とのマッチングを行っている。	ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、就労支援の充実に努める。
4-14-2-1	就労に困難を抱え、社会的に孤立している生活困窮者の相談支援については、平成27（2015）年に中央人権福祉センター内に設置した「パーソナルサポートセンター」において、相談支援員が関係機関と連携し、さまざまな社会制度や社会資源を活用しながら、相談者に寄り添った包括的・個別的・早期的な支援を行います。	中央人権福祉センター	相談支援員が関係機関と連携し、さまざまな社会制度や社会資源を活用しながら、相談者に寄り添った包括的・個別的・早期的な支援を行っている。	今後関係機関と連携を図りながら、相談体制・支援体制等の充実に努める。
15 インターネットにおける人権問題				
2 施策の推進方針				
4-15-2-1	インターネットの正しく、安全な利用の方法や犯罪等に巻き込まれた時の対処方法などについて関係機関と連携して学校、家庭、地域、職場等で教育・啓発を推進します。	人権推進課	・市民等と協働し、人権尊重社会を実現する鳥取市民生協会や人権フォーラム等を開催している。 ・各地区人権協議会会長、地区人権推進員などの指導者を養成し、各地区人権協議等における小地域懇談会を主とした啓発活動の充実に努めている。 ・人権教育推進員による地域、企業などにおける人権教育・啓発などの取組みを推進している。	今後関係機関と連携を図りながら教育啓発の推進に努める。
4-15-2-1	学校においては、インターネットによるトラブルやいじめ等につながる行為を未然に防止するため、各小・中学校において、児童生徒及び保護者、職員を対象として専門家による講演を行い、情報モラル教育を推進します。	総合教育センター	情報モラル教育・デジタルシティーズシニア教育を推進し、児童生徒がトラブルにつながる行為を未然に防止する行為やいじめ等につながる行為を未然に防止、トラブルに巻き込まれた際の対応についても学べるようにするため、鳥取市立の各小・中・義務教育学校において、児童生徒及び保護者、職員を対象に情報モラルの専門家による講演を行うなどして、インターネット等とのつきあい方を学べるようにしている。	スマートフォン所持率の増加、学校では1人1台端末の活用によって、インターネットは日常のコミュニケーションや情報の収集等に欠かせない状況である。そのため、インターネットに関わる人権侵害やSNSによるトラブル、いじめなどの問題は年々、複雑化、深刻化しており、学校における情報モラル教育・デジタルシティーズ教育のさらなる充実を図る必要がある。また、インターネットや情報機器を扱う際の各家庭でのルールの確立に向け、保護者や地域に対しての情報モラル教育の充実に努める。
4-15-2-2	インターネット上での悪質な人権侵害事案に対しては、市民からの相談を受けるとともに、国や県、関係機関と連携しながら削除要請等を行っています。	人権推進課	法務局（人権擁護委員）や鳥取県などの関係機関と連携を取りながら、あらゆる人権相談に対応した助言・指導を行うなどしている。また、鳥取市人権情報センターとネットモニタリングを実施し、インターネット上の部落差別等の不適切な書き込みの実態を把握し、削除要請を行っている。	今後法務局（人権擁護委員）や鳥取県などの関係機関と連携を図りながら対応に努める。

鳥取市人権施策基本方針第2次改訂（体系コード） 施策の推進方針取組状況

コード体系	基本方針内容	担当課	取組状況	今後の課題
4-15-2-2	インターネット上における人権侵害に適切に対応できる「プロバイダ責任制限法」の見直しなど、実効性のある法的整備について、引き続き国に要望していきます。	人権推進課	国県へ法整備の要望を行っている。	今後も国県へ法整備を要望する。
16 災害時における人権問題				
2 施策の推進方針				
4-16-2-1	災害発生時における情報伝達については、要配慮者にも配慮した様々な伝達媒体を利用するよう努めます。	危機管理課 地域福祉課	<p>【危機管理課】 様々な状況で生活しておられる市民へ防災情報を速やかに伝えるよう伝達手段の拡充に努めている。令和2年4月から、防災情報をプッシュ通知するとともに、多言語に対応した防災アプリの運用を令和4年6月からそれぞれ開始するなど、伝達手段の拡充を進めている。</p> <p>【地域福祉課】 避難行動要援者支援制度により、要援者個々の状況に応じた支援体制を地域で共有すること、逃げ遅れをなくするための体制づくりを進めている。人権侵害、犯罪被害に遭うことなく安全・安心に避難生活の過ごしを支援する方に対し、福祉避難所の開設や一般避難所に要配慮者スペースを設けるなどの取組を行っている。</p> <p>【危機管理課】 避難行動要援者支援制度により、要援者個々の状況に応じた支援体制を地域で共有すること、逃げ遅れをなくするための体制づくりを進めている。人権侵害、犯罪被害に遭うことなく安全・安心に避難生活の過ごしを支援する方に対し、福祉避難所の開設や一般避難所に要配慮者スペースを設けるなどの取組を行っている。</p> <p>【地域福祉課】 避難行動要援者支援制度により、要援者個々の状況に応じた支援体制を地域で共有すること、逃げ遅れをなくするための体制づくりを進めている。人権侵害、犯罪被害に遭うことなく安全・安心に避難生活の過ごしを支援する方に対し、福祉避難所の開設や一般避難所に要配慮者スペースを設けるなどの取組を行っている。</p>	<p>【危機管理課】 各種の伝達手段にかかる市民への利用拡大</p> <p>【地域福祉課】 作成普及率を上げ、ひとりでも多くの支援体制の整備を図ること。また、福祉避難所の整備を図ること。</p>
4-16-2-2	市民がお互いに助け合うように、要配慮者支援への理解と啓発を行い、自治会や自主防災会などと協力をし、共同の体制づくりを推進します。	危機管理課	自治会や自主防災会で開催する防災講習会等の機会を捉えて避難行動要援者を含めた地域の避難体制の構築について指導している。	避難行動要援者制度や個別避難計画等の周知
4-16-2-3	地元での防災訓練等とおとした実践的な防災知識や能力と自主防災組織体制の充実を図ります。また、住民自らで作成する地区防災マップの作成を推進し、作成に係る指導助言を行います。	危機管理課	自主防災会の自主的な防災訓練等に対する活動助成を通じて地域の防災体制を強化するとともに、防災コーディネーターが地域に出向き、防災訓練等の指導を行い、実践的な防災知識の習得に努めている。また、地域の防災上のリスクや避難先の把握等に活用できる地区防災マップの作成指導も行っている。	地域の防災活動の核となる防災リーダーの確保・養成
4-16-2-4	安心・安全な避難ができれば、よう施設のバリアフリー化や介護・語学ボランティアの活用やブライバシオンへの配慮した受け入れ体制の整備に努めます。また、通常の避難所での共同生活が困難な要配慮者の受け入れ先として、バリアフリー化に配慮した福祉避難所の確保と受け入れ態勢の整備を行います。	危機管理課	<p>【危機管理課】 各種ボランティアの活用にあたっては、鳥取市社会福祉協議会と連携し、避難者の需要に応じたさまざまな施設を開くよう体制整備を進めている。また、避難所開設時には、女性専用の更衣室や授乳室なども活用し、衛生対策と併せてブライバシオン等に配慮して運営が行えるよう避難所運営マニュアルに規定している。</p> <p>【施設管理課】 【福祉避難所】については地域福祉課</p>	<p>災害ボランティアの受け入れ態勢の整備 避難所運営マニュアルの周知やマニュアルに基づく避難所運営訓練の継続的な実施</p>

鳥取市人権施策基本方針第2次改訂（体系コード） 施策の推進方針取組状況

コード体系	基本方針内容	担当課	取組状況	今後の課題
4-16-2-5	災害時における救援・被災者受入等の相談窓口を避難所内に開設し、食料や飲料水など生活支援物資に関連する情報提供や被災者受入等に努めます。	地域振興課	平成30年4月以降、県外で発生した災害による多くの被災者を本市で受け入れた事象がなく（平成30年7月豪雨による避難者 小学生1名、市内小学校で受入）、相談窓口の開設に至らなかった。	平成28年熊本地震以来、相談窓口の開設事例がないため、被災者への対応や他課との情報共有の方法などについて、風化させないことが必要である。
4-16-2-6	風評被害や被災地出身者に対するいじめや差別が発生している現状を踏まえ、被災地の現状を正しく知ってもらい、被災者、被災地に対する差別や人権侵害を起さないよう教育・啓発に努めます。	人権推進課	人権教育推進員による地域、企業などにおける人権教育・啓発などの取組みを推進している。併せて、差別や人権侵害を防止するため市HP等により啓発を行っている。	今後も関係機関と連携を図りながら教育啓発の推進に努める。
17 自死にかかわる人の人権問題				
2 施策の推進方針				
4-17-2-1	自死対策として、「ゲートキーパー」の育成研修、パネル展示等の啓発活動を実施します。	保健医療課	<ul style="list-style-type: none"> ・企業向けメンタルヘルス出前講座 13回開催、参加者数282人 ・「ゲートキーパー」養成研修会 2回開催、参加者数46人 ・「ゲートキーパー」育成研修 1回開催、参加者数21人 心の健康、自死予防に関する普及啓発：自殺予防週間や自殺対策強化月間等の機会を通して、パネル展示、チラシや啓発物の配布、ホームページや市報に掲載。	主に「働き盛り世代」に対し、重点的な、自死の予防施策が必要である。新型コロナウイルス感染症による対策の考え方が変更されたことから、今年度は、他部署との連携等の様々な機会をとらえた啓発を企画・実施する。
4-17-2-1	また、本市では同じ立場や体験をされた人たちが、自死遺族の自助グループを結成し活動されています。こうした団体の存在について市民に周知するとともに、活動の支援に努めていきます。	保健医療課	自死遺族自助グループ「コスモスの会」が開催する「分かち合いの会」及び、精神保健福祉センターが主催する「家族の集い」について市報等で広報している。遺族の方が安心して語ることで、ここでのケアにつながる場となるよう支援している。	自死遺族の自助グループの存在について市民に周知するとともに、自死遺族の苦しい思いが社会に正しく理解され、地域での孤立を防ぐよう配慮が必要がある。

(令和5年5月26日(金)開催)

意見書

会議資料をご確認いただき、**分野別施策に関する表記変更、施策の推進方針取組状況・今後の課題についてのご意見**を、下記にご記入のうえ6月23日(金)までに、ファクシミリ又は電子メールなどで、「人権推進課」宛にご提出ください。

(この様式によらず、電子メールの本文に記載していただいても結構です)

なお、いただいたご意見については、資料として委員のみなさまにお配りしますので、あらかじめご了承ください。

(FAX: 0857-20-3945)

(E-mail: jinken@city.tottori.lg.jp)

委員名	
!お願い!どの部分に対するご意見であるかを明確にご記入ください。	
【分野別施策に関する表記変更】	
(記載例) 資料 P2 検討を要するポイントの項順	
数字ではなく、○での表記がよい。	
【施策の推進方針取組状況・今後の課題】	
(記載例) 資料 P41 1 人権擁護の推進 体系コード 3-1-1-6	
個別分野の課題をふまえつつ、困難をかかえる人たちを社会全体で支える取組を進めてほしい。	

鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であるとした世界人権宣言の理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法においても、法の下での平等及び基本的人権の保障が定められている。

この理念の下に、私たちは、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消と人権の確立に努めてきた。

しかしながら、社会状況の変化により、インターネットにおける人権侵害等の課題も生じてきており、今日でもなお、さまざまな差別、偏見及び人権侵害が依然として存在し、解消されていないのが現実である。

このような状況において、鳥取市に、暮らし、働き、学び及び集う全ての人の人権が尊重され、差別、偏見及び人権侵害のない人権尊重都市鳥取市を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、差別、偏見及び人権侵害のない人権尊重の社会づくり（以下「差別のない人権尊重の社会づくり」という。）に関し、市の責務並びに市民（市内に在住する人、市内で働き、又は学ぶ人をいう。以下同じ。）及び事業者（市内において事業又は活動を行う団体をいう。以下同じ。）の役割を明らかにし、人権擁護に資する施策及び人権意識の高揚を図るための施策（以下「人権施策」という。）の推進のための必要な事項を定め、さまざまな人権課題の解決への取組みを推進し、もって、全ての市民の人権が尊重される社会の実現を図ることを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、市政における全ての分野において人権尊重の視点に立ってそれぞれの施策を行うとともに、人権施策を推進するよう努めるものとする。

2 市は、部落差別をはじめ、女性、障害者、子ども、高齢者、在日韓国・朝鮮人をはじめとする外国人、ハンセン病回復者をはじめとする感染症等の病気に関わる人、犯罪被害者及びその家族又は遺族、性的指向及び性自認等に対する差別、虐待等あらゆる人権侵害をなくすため、人権施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

3 市は、人権施策を効果的に推進するため、必要に応じて、人権問題における分野

ごとの実態把握に努めるものとする。

- 4 市は、人権施策を推進するに当たっては、国、県、関係団体等との連携に努めるものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、あらゆる生活の場において、互いに人権を尊重するよう努めるとともに、差別のない人権尊重の社会づくりに関し、市はもとより自らも主体的かつ積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、事業活動に関わる全ての人の人権を尊重するとともに、その事業活動において、差別のない人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めるものとする。

(市民、事業者及び市の協働)

第5条 市民、事業者及び市は、協働して、差別のない人権尊重の社会づくりに努めるものとする。

(人権施策基本方針等)

第6条 市長は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 差別のない人権尊重の社会づくりの基本理念に関すること。
 - (2) 人権意識の高揚を図るための人権教育・啓発に関すること。
 - (3) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項に関すること。
- 3 市長は、人権施策の推進を、市の総合計画に位置付けるものとする。
- 4 市長は、多様で複雑化する人権に関する相談に対応するため、相談窓口その他必要な支援体制の充実に努めるものとする。

(鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会)

第7条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、差別のない人権尊重の社会づくりを推進するための事項について調査及び審議するため、鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」とい

- う。)を置く。
- 2 市長は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとする。
 - 3 協議会は、差別のない人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
 - 4 協議会は、必要に応じて公聴会を開き、広く市民の意見を聴くことができる。

(協議会の委員)

第8条 協議会は、委員20人以内で組織するものとし、市長が次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 民間団体に属する者
 - (3) 公募による者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会長及び副会長)

第9条 協議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の庶務)

第11条 協議会の庶務は、総務部において処理する。

(協議会への委任)

第12条 第8条から前条までの規定に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
(鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例の廃止)
- 2 鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例(平成6年鳥取市条例第21号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に廃止前の鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例(以下「廃止条例」という。)第8条の規定に基づく委員は、この条例第7条の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、廃止条例の規定による任期の残存期間とする。

附 則 (令和5年3月27日条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。